

【表紙】

【提出書類】	公開買付届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2024年11月1日
【届出者の氏名又は名称】	株式会社外為どっとコム
【届出者の住所又は所在地】	東京都港区東新橋二丁目8番1号
【最寄りの連絡場所】	東京都港区東新橋二丁目8番1号
【電話番号】	03-5733-3070
【事務連絡者氏名】	経営本部長経理部長 前田 卓宏
【代理人の氏名又は名称】	該当事項はありません。
【代理人の住所又は所在地】	該当事項はありません。
【最寄りの連絡場所】	該当事項はありません。
【電話番号】	該当事項はありません。
【事務連絡者氏名】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社外為どっとコム (東京都港区東新橋二丁目8番1号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

(注1) 本書中の「公開買付者」とは、株式会社外為どっとコムをいいます。

(注2) 本書中の「対象者」とは、株式会社マネーパートナーズグループをいいます。

(注3) 本書中の記載において計数が四捨五入又は切捨てされている場合、合計として記載される数値は必ずしも計数の総和と一致しません。

(注4) 本書中の「法」とは、金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。)をいいます。

(注5) 本書中の「令」とは、金融商品取引法施行令(昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。)をいいます。

(注6) 本書中の「府令」とは、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令(平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。)をいいます。

(注7) 本書中の「株券等」とは、株式に係る権利をいいます。

(注8) 本書中の「営業日」とは、行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号。その後の改正を含みます。)第1条第1項各号に掲げる日を除いた日をいいます。

(注9) 本書中の記載において、日数又は日時に記載がある場合は、特段の記載がない限り、日本国における日数又は日時を指すものとします。

(注10) 本書の提出に係る公開買付け(以下「本公開買付け」といいます。)は、法で定められた手続及び情報開示基準に従い実施されるものです。

第1【公開買付要項】

1【対象者名】

株式会社マネーパートナーズグループ

2【買付け等をする株券等の種類】

普通株式

3【買付け等の目的】

(1) 本公開買付けの概要

公開買付者は、2024年10月31日開催の取締役会において、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）スタンダード市場に上場している対象者の普通株式（以下「対象者株式」といいます。）の全て（但し、対象者が所有する自己株式を除きます。）を取得し、対象者を公開買付者の完全子会社とするための取引（以下「本取引」といいます。）の一環として、本公開買付けを実施することを決議いたしました。なお、本書提出日現在、公開買付者は、対象者株式を所有していません。

本公開買付けに際して、公開買付者は、2024年10月31日付で、対象者の筆頭株主である株式会社大和証券グループ本社（以下「大和証券グループ本社」といいます。）との間で大和証券グループ本社が所有する対象者株式の全て（6,029,100株、所有割合（注1）18.49%）、対象者の第二位株主である双葉不動産建設株式会社（以下「双葉不動産建設」といいます。）との間で双葉不動産建設が所有する対象者株式の一部（3,200,000株、所有割合9.82%）、双葉不動産建設の代表取締役であり対象者の第九位株主である石田愼一氏との間で石田愼一氏が所有する対象者株式の一部（800,000株、所有割合2.45%）及び対象者の第三位株主であるシンプレクス株式会社（以下「シンプレクス」といいます。）との間でシンプレクスが所有する対象者株式の全て（1,800,000株、所有割合5.52%）（大和証券グループ本社、双葉不動産建設、石田愼一氏及びシンプレクスを総称して、以下「応募予定株主」といいます。）について、本公開買付けに応募する旨の公開買付応募契約書（以下「本応募契約」といいます。）を締結しております。なお、本応募契約の詳細については、下記「(6) 本公開買付けに係る重要な合意に関する事項」の「本応募契約」をご参照ください。

（注1）「所有割合」とは、対象者が2024年10月31日に提出した「第21期半期報告書」（以下「対象者半期報告書」といいます。）に記載された2024年9月30日現在の対象者の発行済株式総数（33,801,900株）から、2024年9月30日現在の対象者が所有する自己株式数（1,202,301株）（当該自己株式数には、役員向け業績連動型株式報酬制度に係る信託が所有する対象者株式703,396株は含まれていないとのこと）を控除した株式数（32,599,599株）に占める割合をいいます。小数点以下第三位を四捨五入しております。以下、所有割合の記載について同じです。

公開買付者は、本公開買付けにおいて21,733,000株（所有割合66.67%）を買付予定数の下限として設定しており、本公開買付けに応募された株券等（以下「応募株券等」といいます。）の総数が買付予定数の下限（21,733,000株）に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。他方、上記のとおり、公開買付者は、対象者株式の全て（対象者が所有する自己株式を除きます。）を取得することにより、対象者を公開買付者の完全子会社とすることを目的としていることから、買付予定数の上限は設定しておらず、応募株券等の総数が買付予定数の下限（21,733,000株）以上の場合は、応募株券等の全部の買付け等を行います。なお、買付予定数の下限（21,733,000株）は、2024年9月30日現在の対象者の発行済株式総数（33,801,900株）から自己株式数（1,202,301株）を控除した株式数（32,599,599株）に係る議決権の数である325,995個に3分の2を乗じた数（217,330個）に対象者の単元株式数（100株）を乗じた株式数としております。これは、公開買付者が、本取引において、対象者を公開買付者の完全子会社とすることを目的としているところ、本公開買付けが成立したものの、本公開買付けにより対象者株式の全て（対象者が所有する自己株式を除きます。）を取得できず、下記「(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」に記載の株式併合の手続を実施する際には、会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。以下「会社法」といいます。）第309条第2項に規定する株主総会における特別決議が要件とされることから、本取引の実施を確実に遂行すべく、本公開買付け後に公開買付者が対象者の総株主の総議決権数の3分の2以上を所有することで、当該要件を満たすことができるように設定したものです。

公開買付者は、本公開買付けにより対象者株式の全て（対象者が所有する自己株式を除きます。）を取得できなかった場合には、本公開買付けの成立後に、下記「(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」に記載のとおり、対象者の株主を公開買付者のみとし、対象者を公開買付者の完全子会社とするための一連の手続（以下「本スクイズアウト手続」といいます。）を実施することを予定しております。

公開買付者は、下記「8 買付け等に要する資金」の「(2) 買付け等に要する資金に充当しうる預金又は借入金等」の「届出日の前々日又は前日現在の預金」及び「届出日以後に借入れを予定している資金」に記載のとおり、本公開買付けに係る決済等に要する資金を、自己資金及び株式会社三井住友銀行（以下「三井住友銀行」

といたします。)からの借入れ(以下「本銀行融資」といいます。)により賄うことを予定しており、本公開買付けの成立等を条件として、本公開買付けに係る決済の開始日の前営業日までに本銀行融資を受けることを予定しております。本銀行融資に係る融資条件の詳細は、三井住友銀行と別途協議の上、本銀行融資に係る融資契約において定めることとされております。

対象者が2024年10月31日付で公表した「株式会社外為どっとコムによる当社株式に対する公開買付けに関する賛同の意見表明及び応募推奨のお知らせ」(以下「対象者プレスリリース」といいます。)によれば、対象者は、同日開催の対象者取締役会において、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様に対して本公開買付けへの応募を推奨する旨を決議したとのことです。

なお、対象者取締役会の意思決定過程の詳細については、対象者プレスリリース及び下記「(3)本公開買付け価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「対象者における利害関係を有しない出席取締役(監査等委員を含みます。)全員の承認」をご参照ください。

(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針

公開買付者が本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程

公開買付者は、2002年4月に株式会社オリエント・トラディション・エフエックス(2003年10月に株式会社外為どっとコムに商号変更。)として設立し、以来、インターネットを介した店頭による外国為替証拠金取引(以下「FX」といいます。)事業をビジネスの基軸として、個人を中心とした一般投資家への店頭デリバティブ取引サービスの提供を行っております。2002年4月に5通貨ペアのFXサービス「New夢飛行」(2002年7月に「外貨ネクスト」に名称変更。)をリリースしたのち、2003年12月には取扱通貨に3通貨ペアを追加、2007年6月には4通貨ペアを追加、2013年1月には「外貨ネクスト」から機能やツールを大幅にバージョンアップした後継商品「外貨ネクストネオ」をリリースし、現在は30通貨ペアに対応する等、着実にサービス拡充を実現してまいりました。2008年5月にはFX業界初の顧客預かり残高1,000億円を達成、同年9月にFX業界初の総口座数30万口座を達成する等、FX業界のバイオニアとして成長してきたものと考えております。口座開設手数料等の各種手数料を無料にすることや、定期的なスプレッドに関するキャンペーン等を実施することで、顧客にメリットのある資産運用環境や、短期から中・長期運用のあらゆるニーズに応えるオールラウンド型の外貨投資を提供しております。また、企業行動憲章として掲げるお客様第一主義、金融業界発展への貢献、投資家保護等に基づいて行動し、電話等ではなく、インターネット広告やセミナーを通じた顧客獲得に取り組み、透明性や顧客情報保護を重視した営業施策を行っております。更に、FX業界唯一のシンクタンクである株式会社外為どっとコム総合研究所の設立や、複利を享受し長期的な運用ができる外貨積立「らくらくFX積立」のリリースを通じて、金融リテラシーの向上や外貨投資への理解浸透に貢献していると考えております。

公開買付者は、2000年前後に誕生したFXビジネスは20数年を経て成熟期に入りつつあり、大手オンライン証券のFX事業の強化などの影響により新規顧客獲得のハードルも年々高まっていく中、独力での成長には限界があると考えております。そのため、2021年4月に公開買付者は上田ハロー株式会社の全株式を取得し、2021年10月には、経営資源の集中を通じてより一層高品質なFXサービスの提供を目的として、同社を吸収合併いたしました。また、2022年9月に公開買付者は伊藤忠商事株式会社(以下「伊藤忠商事」といいます。)の持分法適用会社となり、既存の顧客網に加え、伊藤忠商事グループ内外の広範なネットワークを活用しサービス提供するほか、伊藤忠商事グループのリテール金融関連事業と連携し、個人の資産運用における様々な次世代サービスの展開を行っております。

一方、対象者プレスリリースによれば、対象者は、一般投資家向けにインターネット等を通じたFXサービスを提供することを目的として、2005年6月に北辰商品株式会社からの新設分割により設立されたとのことです。その後、外国為替取引システムの開発力強化を目的として、2006年9月に株式会社マネーパートナーズソリューションズ(以下「マネーパートナーズソリューションズ」といいます。)を100%子会社として設立したとのことです。2008年5月に、持株会社体制への移行を目的としてFX事業承継の受け皿となるマネーパートナーズ分割準備株式会社を100%子会社として設立し、2008年10月に株式会社マネーパートナーズグループへの商号変更、及び吸収分割による全事業のマネーパートナーズ分割準備株式会社(2008年10月1日付で株式会社マネーパートナーズ(以下「マネーパートナーズ」といいます。)に商号変更)への承継を行い、持株会社体制へ移行したとのことです。

対象者株式については、2007年6月に大阪取引所ニッポン・ニュー・マーケット・「ヘラクレス」に上場し、2010年10月にJASDAQとヘラクレスの市場統合によりJASDAQに上場、2012年5月には東京証券取引所市場第二部に上場、2012年9月に大阪証券取引所JASDAQ(スタンダード)を上場廃止、2013年5月に東京証券取引所市場第一部に指定されたとのことです。2022年4月に東京証券取引所の市場区分の見直しにより、東京証券取引所の市場第一部からプライム市場に移行した後、本書提出日現在、東京証券取引所スタンダード市場に上場しているとのことです。

対象者グループ(対象者及び対象者の子会社を総称していいます。以下同じです。)は、対象者及び連結子会社2社で構成されており、マネーパートナーズは、一般顧客向けにFX事業を営むとともに、金融商品取引業者

向けに提携金融機関として外国為替取引の提供等を行っているとのことです。FXについては、証拠金を預託することにより、銀行間での外国為替取引の商習慣である通常2営業日後に実行される受渡し期日を、反対売買等の決済取引を行わない場合には、繰り延べすることで、決済するまで建玉の継続を可能にした取引であり、主たる商品名称をパートナーズFXとしてサービス展開しているとのことです。FX事業の顧客は、一般投資家、事業法人であり、リアルタイムな為替レートの配信及び注文の受付を行い、週末のニューヨーク外国為替市場の終了時から翌週東京外国為替市場の開始時までを除く24時間取引可能な環境を提供しているとのことです。マネーパートナーズソリューションズは、マネーパートナーズ及び金融商品取引業者向けシステムの設計、開発、販売、保守を主たる業務としているとのことです。

対象者は、FX事業をはじめとする「店頭デリバティブ取引」をビジネスの基軸に置き、経営資源を集中的に投下し、顧客基盤の拡大を図るなかで収益の拡大並びに事業の発展を目指しているとのことです。FX事業に関しては、法令を遵守した商品の提供に加え、法令の整備、改正等により規制強化あるいは激化する競合環境のなかで競争優位性を確立するために、商品性の向上や情報、チャートなど各種ツールの洗練化、新サービスの提案などを継続的、積極的に行うとともに、取引システムの一層の安定化に努めているとのことです。また、「店頭デリバティブ取引」の特性を活かした商品デリバティブ取引や暗号資産関連デリバティブ取引にかかるサービスを拡充し、FX事業に次ぐ収益事業の確立に努めているとのことです。更に、顧客から信頼され、安心してお取引いただける企業グループとしての認知を獲得できるよう、上記の事業戦略を推進するとともに、コンプライアンス態勢の維持、向上並びに内部統制と一体化したリスク管理体制によるコーポレート・ガバナンスを推進しているとのことです。

対象者が、FXをはじめとする「店頭デリバティブ取引」市場における競争優位性を確保すること及び次への成長に向け新たな収益基盤の拡充を図ることを事業展開の重要目標とするなか、対象者はFXサービスにおける優位性及び顧客からの信頼感をブランドロイヤリティとして確立、強化、FXシステムの安定稼働、顧客基盤の拡充、新商品の開発と収益の多様化、コンプライアンス態勢の確立を優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題として認識しているとのことです。

FX業界では競合各社がしのぎを削る状況にあり、商品性の差別化が難しい当業界において、独力での成長には限界があるとの見方を背景に、FX事業者の合従連衡が進んでいると考えているとのことです。対象者においては、企業価値向上を実現するためには、特にカバー取引の収益性の向上とシステムコストの削減が重要と認識しており、そうした分野におけるシナジーを創出できる企業との資本業務提携等が必要だと考えているとのことです。

対象者は、2005年の設立以来、FX事業をビジネスの基軸として、個人投資家へのサービス提供や他の金融機関へのシステム提供等を行っており、2013年には、FX専業業者として初めて東京証券取引所の市場第一部に指定変更する等して業界を牽引してきたと公開買付者は理解しております。とりわけ、個人投資家向けのサービスとして、「パートナーズFX」では特定の時間帯においてスプレッドを縮小していることに加えて、「パートナーズFX nano」では業界初の取り組みとして所定の時間帯において主要5通貨ペアで所定の数量までスプレッド0.0銭（売買同値）を提示する等、スプレッドの水準が顧客利益に直接的な影響を与えるFXにおいて、対象者は競争力の高いサービスを提供していると認識しており、情報メディア「MINKABU（みんかぶ）」が発表した『FX会社年間ランキング』『スプレッド部門』において2022年より3年連続年間第1位を受賞しております。

また、対象者及び公開買付者の属するFX業界動向に目を向けると、2019年の所謂老後2,000万円問題の提起、コロナ禍の在宅時間の増加、及び、昨今の主要先進国の金融政策の変化を主たる背景として、個人投資家のFXに対する関心はこれまで以上に高まっているものと認識しております。加えて、マイナス金利政策が解除され、わが国経済が金利のある世界に戻るなど、為替のボラティリティが高まるマクロ経済環境が続いていることもあり、金融先物取引業協会による発表では2022年の日本におけるFX取引高は過去最高を更新する等、FX業界に追い風の環境でした。しかしながら、FX取引高がかかるマクロ経済環境の変化に大きく依存している構造に鑑みると、FX事業者が中・長期的に安定した収益を獲得するためには、顧客数を増加させ取引高を維持向上させること、取引高を維持向上しコスト競争力を高めること、並びに、収益源の多角化を図ることが必要であると公開買付者は考えております。

公開買付者は先述のとおり、コア事業であるFX事業の競争力の強化、及び、新事業等による新たな収益源の創出を経営の基本方針として掲げており、FX事業の競争力を強化するためには、更なる事業規模の拡大が必要不可欠であることから、2020年頃から競合他社の買収やFX以外の金融サービス提供企業の買収等を取り得る選択肢として想定しておりました。そのような中で公開買付者は、FX事業をビジネスの基軸として個人投資家へのサービス提供や他の金融機関へのシステム提供等を行っている対象者に目を向け、対象者と公開買付者が一体となり、対象者と公開買付者の経営資源を統合することにより、規模の経済によるシナジーを最大限に顕在化しつつ、双方の強みを活かして持続的な成長に向けた取り組みを推進し、事業基盤の安定化や顧客サービスの改善、積極的な事業展開、経営の安定化につなげ、これを顧客及び従業員を含む全てのステークホルダーに還元し、さらなる好循環を生み出していくことができると考えました。2023年3月上旬に対象者との対話の機会を得た公開買付者は、対象者を公開買付者の完全子会社とし、両社の経営資源を統合することに関し初期的な検討を

進めることを提案し、対象者からの前向きな反応を得ることができました。そこで、公開買付者は、2023年3月上旬にリーガル・アドバイザーとして森・濱田松本法律事務所に、2023年4月中旬にファイナンシャル・アドバイザーとしてS M B C日興証券株式会社（以下「S M B C日興証券」といいます。）にそれぞれ相談し、対象者の完全子会社化に関する検討を開始いたしました。公開買付者と対象者は、2023年5月中旬から6月上旬にかけて対話を継続し、公開買付者は、「Don't Stop」を社とし「カスタマーファースト」を企業理念の1つに掲げる対象者と、「お客様第一主義」を企業理念とし顧客から最大の満足と支持をいただけるように努めてきた公開買付者との間には、共通する企業文化が醸成されていると感じ、公開買付者が対象者を完全子会社とすることで、これまで公開買付者が培ってきた知見、ノウハウ、経営資源を対象者と共有し連携を強化し、それによってお客様に提供するサービスの価値を高め、更なる顧客基盤・シェアの拡大と収益性の改善を図ることが可能であり、両社の今後の事業戦略を推進していく上での最善の選択肢になるとの考えに至りました。そこで、2023年6月23日、それまでの対象者との議論を踏まえ、公開買付け及びスクイズアウトの手続きを通じて対象者を完全子会社とすることを旨とした意向表明書を対象者に提出いたしました。その後、公開買付者は、本取引が対象者の企業価値向上に資する取引となるか否かを適切に検討・分析するための対象者からの質問への対応や本取引遂行のための事務局ミーティングを行うなどの交渉を続けていたところ、2023年9月7日、対象者より、企業価値向上及び株主利益に資する最善の選択をすべく、複数の候補先との間で資本業務提携の可能性について協議を重ねているとの説明を受けました。

その後、対象者における検討期間を経て、2024年5月29日、公開買付者は、対象者のファイナンシャル・アドバイザーであるみずほ証券株式会社（以下「みずほ証券」といいます。）を通じて、対象者が、検討の結果、対象者の企業価値向上及び株主利益に資する戦略的パートナーの選定を企図した入札プロセスを開始することとしたとの通知を受けました。これを受けて公開買付者は、対象者の完全子会社化についてあらためて検討し、2024年6月28日付で、公開買付け及びスクイズアウト手続により対象者を完全子会社とすること、対象者株式1株当たりの買付価格を412円（2024年6月27日の終値252円に対して63.49%（小数点以下第三位を四捨五入。以下、プレミアムの計算において同じです。）のプレミアム。）とすることを旨とした第一次意向表明書を対象者に提出いたしました。2024年7月12日、公開買付者はみずほ証券を通じて、一次プロセスの通過と二次プロセスへの参加が認められた旨の通知、及び2024年7月中旬から2024年9月上旬までのデュー・ディリジェンスの実施に関する案内を受け、2024年7月下旬より9月上旬まで、対象者へのデュー・ディリジェンスを実施いたしました。そして、当該デュー・ディリジェンスを踏まえ、公開買付者は2024年9月13日付で、対象者株式1株当たりの買付価格を429円（2024年9月12日の終値218円に対して96.79%のプレミアム。）とする法的拘束力のある最終意向表明書を対象者に提出いたしました。更に、2024年9月17日、対象者よりみずほ証券を通じて、価格引き上げの可否について打診を受けたため、公開買付者は提案価格の再検討を行い、2024年9月20日、対象者株式1株当たりの買付価格を475円（2024年9月19日の終値219円に対して116.89%のプレミアム。）とする旨の修正提案書を提出いたしました。その後、同日、公開買付者は、対象者から、最終候補者として選定された旨の連絡を受けました。

以上を経て、公開買付者は2024年10月31日、本公開買付けにおける対象者株式1株当たりの買付け等の価格（以下「本公開買付価格」といいます。）を475円として本公開買付けを実施することとし、対象者との間で公開買付けに係る合意書（以下「本合意書」といいます。）を締結することを決定いたしました。本合意書の詳細については、下記「(6) 本公開買付けに係る重要な合意に関する事項」の「本合意書」をご参照ください。

なお、応募予定株主は、公開買付者が提示した475円を受諾しており、応募予定株主との間では、本公開買付価格に関して協議・交渉を行っておりません。

公開買付者が考える本取引後の施策とシナジーは以下のとおりです。

公開買付者は、本取引を通じて対象者と公開買付者の経営資源を統合することで、より強固な経営基盤を確立し、相互の知見やノウハウを活用したより付加価値の高い商品・サービスを開発したいと考えております。そのため、対象者の企業価値を最大化していくには、対象者と公開買付者で、顧客サービス、ブランド及びシステムを統合することが望ましいと考えております。そして、法人格が別個であることは、かかる統合を迅速に実施し、統合による企業価値向上の効果を最大化するためには支障となり得ることから、本取引を通じて対象者を完全子会社化した後は、遵守すべき法規制上の論点がないことを前提に、公開買付者を存続会社、対象者を消滅会社とする吸収合併（以下「本吸収合併」といいます。）を可及的速やかに実施することを想定しております。特にシステムの統合については一定程度の時間を要することから、必ずしも本吸収合併の実行と同時に統合を完了させることを想定してはいないものの、対象者を完全子会社化した後において順次システムの統合を進めることにより抑制される費用をはじめとするコストシナジーに加えて、抑制される費用を原資に積極的な新規顧客開拓のためのプロモーションを行うことで、認知度向上を通じたブランド価値の最大化を想定しています。また、スプレッドやスワップポイントを顧客の収益機会の拡大に寄与できる水準にすることで、短期的には利益が減少する可能性はあるものの、メリットがある取引環境を顧客に提示することを通じて現在減少傾向にある対象者の顧客証拠金を維持・増加させ、中長期的な企業価値向上に繋がります。加えて、相対的に規模の経済が効き易いシステムの統合のみならず、収益性へのインパクトが大きいディーリング部分においても統合による取引量増加を通じたカバー先の金融機関への価格交渉力向上等のシナジーを想定しております。システムの統合により統合時の

一時的なコスト（公開買付者システムへの移行コスト）が発生することが見込まれますが、シナジーの顕在化を通じたグループ全体の損益改善により、十分に回収可能であると考えています。なお、現時点では、対象者のシステムを公開買付者のシステムに移行することで、システムの統合を図ることを想定しておりますが、具体的な時期や方法につきましては、本取引後に決定したいと考えております。また、公開買付者はシステム統合によるコストシナジー実現は本取引の重要な目的と認識しており、これを最大化させる形での本取引の実行を想定しております。

対象者が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由

対象者プレスリリースによれば、対象者が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由は以下のとおりとのことです。

（ ）対象者における意思決定の過程及び理由

上記「 公開買付者が本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程」に記載のとおり、競争環境の激化や収益性の改善といった課題を認識する状況の下、対象者は、2023年3月上旬に公開買付者との面談を実施し、対象者を公開買付者の完全子会社とし、両社の経営資源を統合することに關して初期的な検討を進めることについて、公開買付者より提案を受けたとのことです。そこで、対象者は、専門性及び同種事例の実績等を鑑み、2023年3月にファイナンシャル・アドバイザーとしてみずほ証券に相談し、対象者の非公開化の是非及び中長期的に企業価値を高めていくための方策に関する検討を開始したとのことです。公開買付者と対象者は、2023年5月中旬から6月上旬にかけて対話を継続し、対象者が公開買付者の完全子会社となることにより、企業価値向上の実現が期待できるのか、慎重に検討及び協議を行ってきたとのことです。そして、2023年6月23日、公開買付け及びスクイーズアウトの手続を通じて対象者を完全子会社とすることを旨とした意向表明書を公開買付者より受領したとのことです。その後、対象者は、本取引が対象者の企業価値向上に資する取引となるか否かを適切に検討・分析するための公開買付者への質問や本取引遂行のための事務局ミーティングを行うなどの交渉を続けると同時に、対象者の企業価値向上及び株主利益に資する最善の選択をすべく、公開買付者以外の複数の候補先とも、資本業務提携の可能性について協議を重ねるとともに、当該候補先との資本業務提携により、中長期的に企業価値を高めていくための対象者の取り組みに対して付加価値が提供され、シナジー効果を通じた企業価値向上の実現が期待できるか、慎重に検討及び協議を行ってきたとのことです。そして、検討の結果、これまでのように戦略的パートナー候補との間で個々の協議及び交渉を進めるよりも、入札プロセスの実施により競争環境を醸成し、対象者の交渉力を強化した上で戦略的パートナーを選定することが望ましいと考え、2024年3月に入札プロセスによる戦略的パートナー候補との協議及び交渉を進める方針としたとのことです。

対象者は、本取引を対象者の少数株主の利益に最大限配慮して進めるべく、本取引に係る諸条件と手続の妥当性、公平性等を慎重に検討する観点から、2024年5月中旬、専門性及び同種事例の実績等を鑑み、対象者、公開買付者及び戦略的パートナー候補から独立したリーガル・アドバイザーとしてTMI総合法律事務所を選任したとのことです。

対象者は、2024年5月下旬より、みずほ証券を通じて、公開買付者を含む戦略的パートナー候補（複数の事業会社）に対して、対象者との資本業務提携に関する入札プロセス（以下「本入札プロセス」といいます。）への参加に関する初期的な打診を開始し、複数の戦略的パートナー候補が本入札プロセスへの参加に関心を示していることを確認できたことから、2024年6月初旬より第一次入札プロセスを開始したとのことです。

また、下記「(3) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「 対象者における独立した特別委員会の設置及び特別委員会からの答申書の取得」に記載のとおり、戦略的パートナーとの資本業務提携の方法として、対象者株式の非公開化を前提とする公開買付け及び公開買付け成立後のスクイーズアウト手続が採用される場合、当該公開買付けの完了後に戦略的パートナーが対象者の支配株主に該当することが想定されることから、当該スクイーズアウト手続は東京証券取引所の規則において定められる「支配株主との重要な取引等」に該当すること、当該スクイーズアウト手続の対価は本公開買付けの買付価格と同額になる可能性が高いこと等を踏まえて、対象者は、本スクイーズアウト手続のみならず、本公開買付け並びに本入札プロセスを含む本取引全体の実施に関する対象者の意思決定に係る手続の公正性を担保することにより、本取引に係る取引条件の公正性を確保し、企業価値の向上及び少数株主の利益を図る観点から、2024年5月17日開催の対象者取締役会において、対象者の特別委員会（以下「本特別委員会」といいます。）を設置することを決議したとのことです。また、対象者取締役会は、本特別委員会設置の決定に際し、(a)本取引の目的の合理性（本取引が対象者企業価値の向上に資するかを含む。）に関する事項、(b)本取引の取引条件の妥当性（本取引の実施方法や対価の妥当性を含む。）に関する事項、(c)本取引の手続の公正性（いかなる公正性担保措置をどの程度講じるべきかの検討を含む。）に関する事項、(d)上記(a)乃至(c)その他の事項を踏まえ、対象者取締役会が本取引の実施（本取引の内容として本公開買付けが実施される場合、本公開買付けに対する意見表明を含む。）を決定することが少数株主に不利益か否か（以下、これらを総称して「本諮問事項」といいます。

す。)について諮問したとのことです(本特別委員会の構成、本特別委員会に付与した権限その他本特別委員会の活動内容等については、下記「(3)本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「対象者における独立した特別委員会の設置及び特別委員会からの答申書の取得」をご参照ください。)

2024年6月下旬に、対象者は、第一次入札プロセスへ参加した4社の戦略的パートナー候補より第一次意向表明書を受領したとのことです。この際、公開買付者は、2024年6月28日付で、公開買付け及びスクイズアウト手続により対象者を完全子会社とすること、対象者株式1株当たりの買付価格を412円(2024年6月27日の終値252円に対して63.49%のプレミアム。)とすることを内容とする第一次意向表明書を提出しております。対象者は、本取引の目的、本取引後の経営方針及び想定される対象者とのシナジー効果、提示された対象者株式の希望取得価格等について、本特別委員会からの意見も踏まえながら、慎重に検討及び協議の上、第二次入札プロセスへの参加を打診する候補先を決定したとのことです。

その後、対象者は、2024年7月中旬から2024年9月上旬までの間、第二次入札プロセスへ参加した2社の候補先に対して、対象者経営陣へのインタビューを含むデュー・ディリジェンスの機会を提供したとのことです。また、対象者は、2025年3月期から2027年3月期までの3期分の連結ベースの事業計画(以下「本事業計画」という。)を作成し、第二次入札プロセスへ参加した2社の候補先に対して提出したとのことです。加えて、本特別委員会は、第二次入札プロセスへ参加した2社の候補先のヒアリングを実施したとのことです。公開買付者に対しては、第一次意向表明書の記載について、()本取引の目的・意義、()本取引後の経営方針及び想定される対象者とのシナジー効果、()非公開化に伴うディスシナジー、()本取引のストラクチャー等に関する質問書を送付し、2024年9月上旬、公開買付者は本特別委員会に対して書面及び口頭にて回答を行ったとのことです。なお、公開買付者は上記質問に対し、()コア事業であるFX事業の強化、新事業等による新たな収益源の創出、事業基盤の安定化や顧客サービスの改善により業界トップクラスのポジションを目指していること、()顧客サービス、ブランド及びシステムの統合による規模のシナジー及びコストシナジーを活かした持続的な取り組みを推進していくこと、()一般に株式の非公開化に伴うデメリットとしては、資本市場からのエクイティ・ファイナンスによる資金調達を行うことができなくなること、また、上場会社としての社会的な信用や知名度に影響を及ぼすことが考えられるが、対象者はエクイティ・ファイナンスによる上場会社特有の資金調達は当面必要性が見込まれないこと、また、対象者の事業活動を通じて培われたブランド力や社会的信用力は上場廃止により悪影響が生じることはないと考えていること、()スクイズアウトは反対株主の株式買取請求権等が確保できないスキームは採用せず、本公開買付価格と同額で行う想定であることを回答いたしました。

その後、2024年9月13日に、対象者は、第二次入札プロセスに参加した2社の候補先から法的拘束力のある最終意向表明書を受領したとのことです。この際、公開買付者は、対象者株式1株当たりの買付価格を429円(2024年9月12日の終値218円に対して96.79%のプレミアム。)とすることを内容とする提案書を提出しております。その後、2024年9月17日に、対象者は、当該2社の候補先に対して価格引き上げの可否について打診し、2024年9月20日に、当該2社の候補先から修正提案書を受領したとのことです。この際、公開買付者は、2024年9月20日付で、対象者株式1株当たりの買付価格を475円(2024年9月19日の終値219円に対して116.89%のプレミアム。)とすることを内容とする修正提案書を提出しております。

対象者は、本取引の目的・意義、本取引後の経営方針や想定される対象者とのシナジー効果、提示された対象者株式の希望取得価格等について、本特別委員会からの意見も踏まえながら、慎重に検討及び協議した結果、下記「()判断の内容」記載のとおり、2024年9月20日付けで、提案内容が企業価値向上に資すると判断され、また、第二次入札プロセスへ参加した2社の候補先のうち、最も公開買付価格の提示金額が高かった公開買付者を最終候補先として選定する結論に至ったとのことです。

() 判断の内容

以上の経緯のもと、対象者は、みずほ証券より取得した2024年10月30日付株式価値算定書(以下「対象者株式価値算定書」といいます。)及びTMI総合法律事務所から得た法的助言を踏まえつつ、本特別委員会における検討及び本特別委員会から提出を受けた2024年10月31日付答申書(以下「本答申書」といいます。)の内容を最大限尊重しながら、本取引に関する諸条件について企業価値向上の観点から慎重に検討を行ったとのことです。

その結果、対象者は、公開買付者とともに本取引を実施することにより、株式市場からの短期的な業績期待に左右されない状況下で、十分な事業投資を行い、かつ大胆な経営改革を行うことが可能になると考えたことに加え、以下の観点から、また本取引は企業価値向上に資すると判断したとのことです。

(ア) FX事業の強化

カバー取引費用の抑制、マリー取引(注)比率の向上ないし最適化、スプレッドやスワップポイントを精緻に見直すことにより、短期的には利益が減少する可能性はあるものの、メリットがある取引環境

を顧客に提示することを通じて、現在減少傾向にある対象者の顧客証拠金を維持・増加させ、中長期的な企業価値向上を達成できると考えられるとのことです。

(注) 「マリー取引」とは、FX事業者が自社内で顧客の同一通貨の売り注文と買い注文を結びつけることによって持高を相殺することをいいます。

(イ) 収益源の多角化

公開買付者に蓄積される情報やノウハウを今後の対象者の成長戦略として活用することで、公開買付者と対象者の双方の強みを活かしたより付加価値の高い商品・サービスの開発を含む、持続的な成長を推進できると考えられるとのことです。

(ウ) システム統合によるコストシナジー

公開買付者と対象者のシステムの統合等によるコストシナジーを通じて捻出される余剰資本を活用した積極的なプロモーションを実施することにより、更なる認知度向上及びブランド価値最大化を達成できると考えられるとのことです。

(エ) 公開買付者の大株主である伊藤忠商事との連携

伊藤忠商事グループ企業及び取引先有力企業との事業面での連携及び公開買付者の主要株主として伊藤忠商事の経験や知見を基にした経営へのサポートが考えられるとのことです。

なお、対象者としては、上記を含めた公開買付者との協業により実行可能となる各施策には、各施策が業績に寄与するまでには相応の時間を要することが見込まれ、施策実行には失敗のリスクも内在するため、一時的には収益及びキャッシュ・フローのマイナスを招く可能性があると考えているとのことです。他方で、上場企業である以上、短期的な業績に対してもコミットメントが求められる中、各施策実行の過程で中長期的な成長を優先する意思決定を行った結果、資本市場から十分な評価が得られず、対象者株式の株価の下落が生じ、既存株主の利益を損なう可能性があると考えているとのことです。そのため、対象者としては、本取引により対象者株式を非公開化した上で、公開買付者との協業を実行していくことが必要であると判断したとのことです。

また、対象者株式の非公開化により、対象者は、資本市場からエクイティ・ファイナンスによる資金調達を行うことができなくなり、また、上場会社であることに伴う社会的な信用の向上といったこれまで上場会社として享受してきたメリットを喪失するとも考えられるとのことです。しかしながら、対象者の現在の財務状態を踏まえると、当面の間エクイティ・ファイナンスの必要性は高くなく、また、対象者の取引先については、対象者が上場企業であることに伴う社会的な信用力が取引をする理由となっている取引先は僅少だと考えており、上場会社であることによるメリットは大きくないことから、今後も継続して対象者株式の上場を維持する必要性は限定的であると考えているとのことです。

以上に加えて、対象者は、以下の点から、本公開買付価格は対象者の少数株主の皆様が享受すべき利益が確保された妥当な価格であり、本公開買付けは、対象者の株主の皆様に対して適切なプレミアムを付した価格での合理的な対象者株式の売却の機会を提供するものであると判断したとのことです。

- (ア) 下記「(3) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「 対象者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得」に記載されているみずほ証券による対象者株式価値算定書における対象者株式の株式価値の算定結果のうち、市場株価基準法による算定結果のレンジの上限を上回るものであること、類似企業比較法による算定結果のレンジの上限を上回るものであること、ディスカунテッド・キャッシュ・フロー法（以下「DCF法」といいます。）による算定結果のレンジの上限を上回るものであること
- (イ) 本公開買付価格は、本公開買付けの公表日（2024年10月31日）の前営業日である同年10月30日の東京証券取引所スタンダード市場における対象者株式の終値205円に対して131.71%、2024年10月1日から2024年10月30日までの過去1ヶ月間の終値の単純平均値218円（小数点以下を四捨五入。以下、終値の単純平均値の計算において同じです。）に対して117.89%、2024年7月31日から2024年10月30日までの過去3ヶ月間の終値の単純平均値217円に対して118.89%、2024年5月1日から2024年10月30日までの過去6ヶ月間の終値の単純平均値236円に対して101.27%のプレミアムをそれぞれ加えた価格であり、同種案件（経済産業省が「公正なM&Aの在り方に関する指針」を公表した2019年6月28日以降2024年9月末までに成立した上場会社（Tokyo PRO Market上場、投資法人は除きます。）の非公開化を目的とした公開買付け事例であり、公開買付者（その特別関係者を含みません。）による買収対象会社の議決権所有割合が、公開買付け開始前に20.00%未満、公開買付け後に66.67%以上である事案のうち、マネジメント・バイアウト（MBO）事例（注）及び公開買付け後にスクイズアウト手続を行わない事例を除いた42件）におけるプレミアムの平均値（公表日の前営業日の終値に対して49.99%、同日までの過去1ヶ月間の終値単純平均株価に対して51.92%、過去3ヶ月間の終値単純平均株価に対して55.96%、過去6ヶ月間の終値単純平均株価に対して59.15%のプレミアム。）及び中央値（公表日の前営業日の終値に対して41.52%、同日までの過去1ヶ月間の終値単純平均株価に対して40.96%、同日までの過去3ヶ月間の終値単純平均株価に対して43.98%、同日までの過去6ヶ月間の終値単純平均株価に対して51.48%のプレミアム。）を上回るプレミアム水準であると評価できること
- （注） 「マネジメント・バイアウト（MBO）」とは、公開買付者が買収対象会社の役員との合意に基づき公開買付けを行うものであって買収対象会社の役員と利益を共通にするものである取引をいいます。
- (ウ) 下記「(3) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」に記載の本公開買付けの公正性を担保するための措置が採られており、対象者の少数株主の利益への配慮がなされていると認められ、本公開買付けの公正性を担保するための措置が採られた上で決定された価格であること
- (エ) 本入札プロセスを実施することにより、複数の戦略的パートナー候補間における競争原理に晒された中で提案された価格（かつ、その中でも公開買付者によって提示された最も高い提案価格）であること

これらを踏まえ、対象者は、2024年10月31日付の対象者取締役会決議により、対象者の意見として、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様に対して、本公開買付けに応募することを推奨する旨の決定をしたとのことです。上記の取締役会決議の詳細は、下記「(3) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「 対象者における利害関係を有しない出席取締役（監査等委員を含みます。）全員の承認」をご参照ください。

本公開買付け後の経営方針

本取引後、公開買付者は、公開買付者を存続会社、対象者を消滅会社とする本吸収合併を可及的速やかに実施することを想定しております。本吸収合併を実施するまでの期間において、対象者との円滑な統合を達成することを主たる目的として、公開買付者が指定する複数名を対象者の取締役として派遣することを想定しております。最終的に公開買付者が取得する議決権数を踏まえて、公開買付者から派遣する取締役が対象者の取締役会を構成する取締役の過半数となる形を念頭においておりますが、その詳細については、対象者の取締役とも協議し、対象者グループ全体のガバナンス体制を踏まえて決定することを想定しております。また、本吸収合併実施後の経営体制については、現時点において具体的に決定していることはございませんが、統合会社の企業価値向上に資する経営体制を構築する想定です。加えて、本取引から早ければ数ヶ月後以降、本吸収合併後の事業展開を見据えた組織体制の見直しを実施する可能性があります。現時点でその規模、内容について決定している事項はございません。なお、対象者グループの従業員の処遇変更について具体的な検討はしてございませんが、本取引後は対象者の役職員の知見も最大限活かすべく、適材適所の配置を検討していきたいと考えております。

(3) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置

本書提出日現在、対象者は公開買付者の子会社ではなく、本公開買付けは支配株主による公開買付けには該当いたしません。また、対象者の経営陣の全部又は一部が公開買付者に直接又は間接に出資することも予定されておらず、本公開買付けを含む本取引は、いわゆるマネジメント・バイアウト（MBO）にも該当いたしません。

他方で、本公開買付けは対象者を公開買付者の完全子会社とすることを目的として実施されるものであることを踏まえ、公開買付者及び対象者は、本公開買付価格の公正性を担保しつつ、本公開買付けの実施を決定するに至る意思決定の過程における恣意性及び利益相反のおそれを排除し、本取引の公正性及び透明性を担保するため、以下の措置を講じております。以下の記載のうち、対象者において実施した措置については、対象者から受けた説明に基づくものです。

公開買付者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

公開買付者は、本公開買付価格を決定するにあたり、公開買付者、対象者及び応募予定株主から独立した第三者算定機関として、ファイナンシャル・アドバイザーであるS M B C日興証券に対して、対象者株式の株式価値の算定を依頼し、2024年9月9日付で株式価値算定書（以下「本株式価値算定書」といいます。）を取得いたしました。S M B C日興証券は、公開買付者、対象者及び応募予定株主の関連当事者には該当せず、本公開買付けに関して重要な利害関係を有しておりません。なお、本取引に係るS M B C日興証券に対する報酬には、本取引の成立等を条件に支払われる成功報酬が含まれております。また、公開買付者は、本取引に際して実施されている他の本公開買付価格の公正性を担保するための措置並びに利益相反を回避するための措置を踏まえて、対象者の少数株主の利益に十分な配慮がなされていると考えており、本公開買付価格の公正性に関する意見書（フェアネス・オピニオン）を取得しておりません。

本株式価値算定書の概要については、下記「4 買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数」の「(2) 買付け等の価格」の「算定の基礎」及び「算定の経緯」をご参照ください。

入札手続の実施

上記「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針」の「対象者が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」に記載のとおり、対象者は、2024年5月下旬より、戦略的パートナー候補に対して、対象者との資本業務提携に関する入札プロセスへの参加に関する初期的な打診を開始し、2024年6月初旬より第一次入札プロセスを開始したとのことです。2024年6月下旬に、対象者は、第一次入札プロセスへ参加した4社の戦略的パートナー候補より第一次意向表明書を受領したとのことです。その後、対象者は、第二次入札プロセスへ参加した2社の候補先に対して、対象者経営陣へのインタビューを含むデュー・ディリジェンスの機会を提供したとのことです。その後、2024年9月13日に、対象者は、第二次入札プロセスに参加した2社の候補先から法的拘束力のある最終意向表明書を受領したとのことです。そして、2024年9月17日に、対象者が、当該2社の候補先に対して価格の引き上げ可否について打診したため、2024年9月20日に、対象者は、当該2社の候補先から修正提案書を受領したとのことです。

本特別委員会は、候補者から受領した第一次意向表明書及び最終意向表明書の内容について、みずほ証券による対象者株式の株式価値の試算結果も踏まえ、本取引の目的・意義、本取引後の経営方針及び想定される対象者とのシナジー効果、提示された対象者株式の希望取得価格等の観点から慎重に検討を行った結果、公開買付者の提案が、受領した提案の中で最も高い株式価値評価額及び公開買付価格を提示するものであること並びに具体的なシナジーが想定され対象者の企業価値向上に資すると考えられること等の理由から、公開買付者の提案が最善であると判断したとのことです。

対象者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

() 第三者算定機関の名称並びに対象者及び公開買付者との関係

対象者プレスリリースによれば、本取引において対象者は、本公開買付けに関する意見を決定するにあたり、対象者、公開買付者及び応募予定株主から独立したファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関であるみずほ証券に対して、対象者の株式価値の算定を依頼し、2024年10月30日付で対象者株式価値算定書を取得しているとのことです。なお、みずほ証券は対象者、公開買付者及び応募予定株主の関連当事者には該当せず、本公開買付けを含む本取引に関して、記載すべき重要な利害関係を有していないとのことです。本特別委員会は、みずほ証券の算定機関としての実績等を鑑み、本取引におけるファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関として職務を行うにあたり十分な独立性が確保されており、対象者がみずほ証券に対して対象者株式の株式価値算定を依頼することに関し、特段の問題はないと判断しているとのことです。また、本取引に係るみずほ証券に対する報酬には、本取引の成立等を条件に支払われる成功報酬が含まれているとのことです。対象者は、同種の取引における一般的な実務慣行及び本取引が不成立となった場合であっても対象者に相応の金銭負担が生じる報酬体系は対象者にとって必ずしも望ましいものではないことを勘案すれば、本取引の成立等を条件に支払われる成功報酬が含まれることをもって独立性が否定される

わけではないと判断の上、上記の報酬体系によりみずほ証券を対象者のファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関として選任したとのことです。

なお、対象者は、対象者及び公開買付者において、本公開買付価格の公正性を担保するための措置並びに利益相反を回避するための措置（具体的には上記「公開買付者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得」乃至下記「マジョリティ・オブ・マイノリティ（majority of minority）に相当する数を上回る買付予定数の下限の設定」記載の措置）を実施し、対象者の少数株主の利益には十分な配慮がなされていると考えていることから、みずほ証券から本公開買付けの価格の公正性に関する意見書（フェアネス・オピニオン）は取得していないとのことです。

（ ）算定の概要

みずほ証券は、対象者の財務状況、対象者株式の市場株価の動向等について検討を行った上で、多面的に評価することが適切であると考え、複数の株式価値算定手法の中から採用すべき算定手法を検討した結果、市場株価基準法、類似企業比較法及びDCF法を用いて、対象者の株式価値の算定を行ったとのことです。上記各手法を用いて算定された対象者株式1株当たりの価値の範囲は、以下のとおりとのことです。

市場株価基準法：205円～236円
類似企業比較法：124円～169円
DCF法：348円～441円

市場株価基準法においては、本公開買付けの公表日の前営業日である2024年10月30日を算定基準日として、対象者株式の東京証券取引所スタンダード市場における算定基準日の終値205円、同日までの過去1ヶ月間の終値単純平均株価218円、同日までの過去3ヶ月間の終値単純平均株価217円及び同日までの過去6ヶ月間の終値単純平均株価236円を基に、対象者株式1株当たりの株式価値の範囲を205円から236円までと算定しているとのことです。

類似企業比較法では、対象者と比較的類似する事業を営む上場会社の市場株価や収益性等を示す財務指標との比較を通じて、対象者株式の株式価値を算定し、対象者株式1株当たりの株式価値の範囲を124円から169円までと算定しているとのことです。

DCF法では、対象者が本取引に際して作成した本事業計画、一般に公開された情報等の諸要素を前提として、対象者が2025年3月期以降において創出すると見込まれるフリー・キャッシュ・フローを、一定の割引率で現在価値に割り引いて対象者の企業価値や株式価値を算定し、対象者株式1株当たりの株式価値の範囲を348円から441円と算定しているとのことです。なお、本事業計画は、対象者の収益性や顧客獲得の進捗等、2021年12月15日付で公表した「新市場区分の上場維持基準の適合に向けた計画書」の2026年3月期の数値目標から、マーケティングの遅れに伴い顧客獲得や顧客稼働が計画通り進捗しなかったこと、カバー取引の収益性が悪化したこと等、経営環境に大きな変化が起きたため、現時点の経営環境を前提に改めて策定しているとのことです。また、本事業計画は、本取引の実行を前提としたものではなく、本取引実行により実現することが期待されるシナジー効果については、現時点において具体的に見積もることが困難であるため、本事業計画には加味していないとのことです。また、本事業計画には、前年度比で大幅な増減益を見込んでいる事業年度が含まれているとのことです。具体的には、2025年3月期において、システムへの設備投資の実施及び一過性の運転資本の増加を要因としてフリー・キャッシュ・フローの前年度比赤字化（-392百万円（前連結会計年度は828百万円））を見込んでいるとのことです。2026年3月期においては、システムへの設備投資の減少及び一過性の運転資本増加の影響の解消により、フリー・キャッシュ・フローの前年度比黒字化（547百万円（前連結会計年度は-392百万円））を見込んでいるとのことです。

みずほ証券は、対象者株式の株式価値の算定に際し、対象者から提供を受けた情報を原則としてそのまま採用し、それらの資料及び情報等が、全て正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っていないとのことです。また、対象者及びその子会社の資産及び負債（簿外資産及び負債、その他偶発債務を含みます。）に関して独自の評価・査定を行っておらず、第三者機関への鑑定又は査定の依頼も行っていないとのことです。加えて、対象者の財務予測に関する情報については、対象者の経営陣による現時点で得られる最善の予測と判断に基づき合理的に作成されたことを前提としているとのことです。

なお、下記「対象者における利害関係を有しない出席取締役（監査等委員を含みます。）全員の承認」に記載のとおり、本特別委員会は、本事業計画の内容及び作成経緯等について説明を受け、これらの点に関する質疑応答を行うことを通じて、本事業計画の合理性について確認をしているとのことです。

対象者における独立した特別委員会の設置及び特別委員会からの答申書の取得

()本取引における設置等の経緯

対象者プレスリリースによれば、戦略的パートナーとの資本業務提携の方法として、対象者株式の非公開化を前提とする公開買付け及び公開買付け成立後のスクイズアウト手続が採用される場合、当該公開買付けの完了後に戦略的パートナーが対象者の支配株主に該当することが想定されることから、当該スクイズアウト手続は東京証券取引所の規則において定められる「支配株主との重要な取引等」に該当すること等を踏まえて、対象者は、本スクイズアウト手続のみならず、本公開買付け並びに本入札プロセスを含む本取引全体の実施に係る対象者の意思決定に係る手続の公正性を担保することにより、本取引に係る取引条件の公正性を確保し、企業価値の向上及び少数株主の利益を図る観点から、TMI総合法律事務所の助言も踏まえて、2024年5月17日付の対象者取締役会決議により、東京証券取引所に独立役員として届け出ている対象者の社外取締役・監査等委員である百瀬茂氏、東京証券取引所に独立役員として届け出ている対象者の社外取締役・監査等委員である根本博史氏並びに弁護士として上場会社を完全子会社とすることを目的とした同種の取引について高度な見識を有する外部有識者である小久保崇氏の3名から構成される、対象者、公開買付者及び戦略的パートナー候補のいずれからも独立した本特別委員会を設置したとのことです。なお、小久保崇氏は、対象者が、対象者のアドバイザーから紹介を受けた法的分野に係る複数の外部専門家の中から、同種事例の特別委員会委員としての経験等を踏まえ最も適任と考えられる社外有識者として選任したとのことです。また、対象者の社外取締役・監査等委員である川東憲治氏及び松本英昭氏については、多忙のため本特別委員会における審議に専念することが困難となるおそれがあったことから、本特別委員会の委員としては選任していないとのことです。

その上で、対象者取締役会は、上記「(2)本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針」の「対象者が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」に記載のとおり、本特別委員会に対し、本諮問事項を諮問し、これらの点についての答申書を対象者に提出することを委嘱したとのことです。

対象者取締役会は、本特別委員会設置の決議に際して、(a)対象者取締役会は、本取引について決定を行うに際して、本特別委員会の意見を最大限尊重し、本特別委員会が本取引について妥当でない判断した場合には、本取引を行う旨の意思決定(本取引の内容として本公開買付けが実施される場合、本公開買付けに対する賛同及び応募推奨を内容とする意見表明を含む。)を行わないこと、(b)対象者は、買収者と取引条件について交渉するにあたり、本特別委員会に適時にその状況を報告し、重要な局面でその意見、指示及び要請を受けるものとするについて決議しているとのことです。また同時に、本特別委員会に対して、()本特別委員会は、対象者の費用負担の下、本取引に係る調査(本取引に係る対象者の役員若しくは従業員又は本取引に係る対象者のアドバイザーに対し、本諮問事項の検討に必要な事項について質問を行い、説明又は助言を求めることを含む。)を行うこと、()本特別委員会は、対象者に対し、本特別委員会としての提案その他の意見又は質問を買収者又は対象者の株主に伝達すること、並びに本特別委員会自ら買収者又は対象者の株主と協議・交渉する機会の設定を要望すること、また、本特別委員会が当該機会の設定を要望しない場合であっても、対象者は、買収者又は対象者の株主と協議・交渉を行った場合にはその内容を速やかに特別委員会に報告し、特別委員会は、当該内容を踏まえ、買収者又は対象者の株主との協議・交渉の方針について、対象者に対して意見を述べ、また、必要な指示・要請を行うこと、()本特別委員会は、必要と認めるときは、対象者の費用負担の下、本特別委員会独自の弁護士、算定機関、公認会計士その他のアドバイザーを選任することができ、また、本特別委員会は、本取引に係る対象者のアドバイザーを指名し、又は変更を求めることができるほか、対象者のアドバイザーに対して必要な指示を行うことが、それぞれできる権限を付与することを決議しているとのことです。

そして、対象者は、TMI総合法律事務所の助言を得つつ、本特別委員会の委員の候補者の独立性及び適格性等についても確認を行い、本特別委員会の委員の候補者が、公開買付者を含む戦略的パートナー候補からの独立性を有すること、及び本取引の成否に関して少数株主とは異なる重要な利害関係を有していないことを確認した上で、本特別委員会の委員の選定をしているとのことです。なお、本特別委員会の委員の報酬は、固定額となっております。また、対象者は、本特別委員会の委員として設置当初からこの3名を選定しており、本特別委員会の委員を変更した事実はないとのことです。更に、本特別委員会の互選により、百瀬茂氏を本特別委員会の委員長として選定しているとのことです。

() 本取引における検討の経緯

本特別委員会は、2024年5月17日から2024年10月30日までの間に合計9回にわたって開催され、本諮問事項に関して、慎重に協議及び検討を行ったとのことです。具体的には、本特別委員会は、第一次入札プロセスにおいて4社の戦略的パートナー候補から受領した一次意向表明書を基に、第二次入札プロセスへの参加を打診する候補先の決定に関する対象者の判断の合理性を確認したとのことです。また、第二次入札プロセスに参加した2社の候補先に提出する事業計画の内容や作成過程について、対象者から説明を受け、合理性を確認したとのことです。更に、対象者から事業環境、経営課題等に関する説明を受け、口頭及び書面による質疑応答を行ったうえで、第二次入札プロセスに参加した2社の候補先からも、対象者と資本業務提携を行う旨の提案に至った経緯及び理由、目的、提案のストラクチャーや諸条件等について説明を受け、口頭及び書面による質疑応答を行ったとのことです。加えて、みずほ証券から対象者株式の株式価値の算定方法及び結果に関する説明を受けているとのことです。

その後、本特別委員会は、第二次入札プロセスに参加した2社の候補先から受領した最終意向表明書を基に、公開買付者を最終候補先として選定することとした対象者の判断の合理性を確認したとのことです。

更に、TMI総合法律事務所から本取引において利益相反を軽減又は防止するために取られている措置及び本取引に関する説明を受け、それぞれ、質疑応答を行うとともに、対象者からは本取引の諸条件の交渉経緯及び決定過程等に関する説明を受け、質疑応答を行ったとのことです。

なお、本特別委員会は、対象者が選任したファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関であるみずほ証券並びにリーガル・アドバイザーであるTMI総合法律事務所につき、いずれも独立性及び専門性に問題がないことから、それぞれを対象者のファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関並びにリーガル・アドバイザーとして承認しているとのことです。

() 本取引における判断内容

以上の内容を踏まえ、本特別委員会は、みずほ証券及びTMI総合法律事務所と議論を重ね、本諮問事項について協議・検討を行ったとのことです。本特別委員会は、このように本諮問事項について慎重に協議及び検討した結果、2024年10月31日に、対象者取締役会に対し、本諮問事項につき、大要、以下を内容とする本答申書を提出しているとのことです。

ア．結論

本特別委員会は、検討の結果として、特別委員全員の一致により、本諮問事項に関して以下の意見を答申する。

なお、以下の意見は、対象者取締役会が、本公開買付け後に株式売渡請求又は株式併合の方法を用いた本スクイズアウト手続を実施することを決定することについても、対象者の少数株主にとって不利益ではないことを含むものである。

本取引の目的は合理的である。

本取引の取引条件は妥当である。

本取引の手続は公正である。

上記乃至その他の事項を踏まえ、対象者取締役会が本取引の実施（本公開買付けに関する対象者の賛同及び応募推奨を内容とする意見表明を含む。）を決定することは、少数株主にとって不利益ではない。

イ．本取引の目的の合理性（本取引が対象者企業価値の向上に資するかを含む。）に関する事項について

(ア) 本取引の目的等の概要

本特別委員会は、本取引の目的及び本取引により向上することが見込まれる対象者の企業価値の具体的内容等について、対象者及び公開買付者に対して質疑を行った。それらの内容をまとめると、概要は以下のとおりである。

(a) 公開買付者の認識

・ 公開買付者はコア事業であるFX事業の競争力の強化、及び、新事業等による新たな収益源の創出を経営の基本方針として掲げており、FX事業の競争力を強化するためには、更なる事業規模の拡大が必要不可欠であることから、2020年頃から競合他社の買収やFX以外の金融サービス提供企業の買収等を取り得る選択肢として想定していた。そのような中で公開買付者は、FX事業をビジネスの基軸として個人投資家へのサービス提供や他の金融機関へのシステム提供等を行っている対象者に目を向け、対象者と公開買付者が一体となり、対象者と公開買付者の経営資源を統合することにより、規模の経済によるシナジーを最大限に顕在化しつつ、双方の強みを活かして持続的な成長に向けた取り組みを推進し、事業基盤の安定化や顧客サービスの改善、積極的な事業展開、経営の安定化につなげ、これを顧客及び従業員を含む全てのステークホルダーに還元し、さらなる好循環を生み出していくことができると考えた。

- ・また、公開買付者は、「Don't Stop」を社是とし「カスタマーファースト」を企業理念の1つに掲げる対象者と、「お客様第一主義」を企業理念とし顧客から最大の満足と支持をいただけるように努めてきた公開買付者との間には、共通する企業文化が醸成されていると感じ、公開買付者が対象者を完全子会社とすることで、これまで公開買付者が培ってきた知見、ノウハウ、経営資源を対象者と共有し連携を強化し、それによってお客様に提供するサービスの価値を高め、更なる顧客基盤・シェアの拡大と収益性の改善を図ることが可能であり、両社の今後の事業戦略を推進していく上での最善の選択肢になるとの考えに至った。
 - ・具体的には、公開買付者は、本取引を通じて対象者と公開買付者の経営資源を統合することで、より強固な経営基盤を確立し、相互の知見やノウハウを活用したより付加価値の高い商品・サービスを開発したいと考えている。そのため、対象者の企業価値を最大化していくには、対象者と公開買付者で、顧客サービス、ブランド及びシステムを統合することが望ましいと考えている。法人格が別個であることは、かかる統合を迅速に実施し、統合による企業価値向上の効果を最大化するためには支障となり得ることから、本取引を通じて対象者を完全子会社化した後は、遵守すべき法規制上の論点がないことを前提に、本吸収合併を可及的速やかに実施することを想定している。特にシステムの統合については一定程度の時間を要することから、必ずしも本吸収合併の実行と同時に統合を完了させることを想定してはいないものの、対象者を完全子会社化した後において順次システムの統合を進めることにより抑制される費用をはじめとするコストシナジーに加えて、抑制される費用を原資に積極的な新規顧客開拓のためのプロモーションを行うことで、認知度向上を通じたブランド価値の最大化を想定している。
 - ・また、スプレッドやスワップポイントを顧客の収益機会拡大に寄与できる水準にすることで、短期的には利益が減少する可能性はあるものの、メリットがある取引環境を顧客に提示することを通じて現在減少傾向にある対象者の顧客証拠金を維持・増加させ、中長期的な企業価値向上に繋げることができると考えている。加えて、相対的に規模の経済が効きやすいシステムの統合に加えて、収益性へのインパクトが大きいディーリング部分においても統合による取引量増加を通じたカバー先の金融機関への価格交渉力向上等のシナジーを想定している。システムの統合により統合時の一時的なコスト（公開買付者システムへの移行コスト）が発生することが見込まれるものの、シナジーの顕在化を通じたグループ全体の損益改善により、十分に回収可能であると考えている。なお、現時点では、対象者のシステムを公開買付者のシステムに移行することで、システムの統合を図ることを想定しているものの、具体的な時期や方法については、本取引後に決定したいと考えている。また、公開買付者はシステム統合によるコストシナジー実現は本取引の重要な目的と認識しており、これを最大化させる形での本取引の実行を想定している。
- (b) 対象者の認識
- ・対象者は、公開買付者とともに本取引を実施することにより、株式市場からの短期的な業績期待に左右されない状況下で、十分な事業投資を行い、かつ大胆な経営改革を行うことが可能になると考えたことに加え、以下の観点から、本取引は企業価値向上に資すると判断した。
 - ・FX事業の強化
 - カバー取引費用の抑制、マリー取引比率の向上ないし最適化、スプレッドやスワップポイントを精緻に見直すことにより、短期的には利益が減少する可能性はあるものの、メリットがある取引環境を顧客に提示することを通じて、現在減少傾向にある対象者の顧客証拠金を維持・増加させ、中長期的な企業価値向上を達成できると考えている。
 - ・収益源の多角化
 - 公開買付者に蓄積される情報やノウハウを今後の対象者の成長戦略として活用することで、公開買付者と対象者の双方の強みを活かしたより付加価値の高い商品・サービスの開発を含む、持続的な成長を推進できると考えている。
 - ・システム統合によるコストシナジー
 - 公開買付者と対象者のシステムの統合等によるコストシナジーを通じて捻出される余剰資本を活用した積極的なプロモーションを実施することにより、更なる認知度向上及びブランド価値最大化を達成できると考えている。
 - ・公開買付者の大株主である伊藤忠商事との連携
 - 伊藤忠商事グループ企業及び取引先有力企業との事業面での連携及び公開買付者の主要株主として伊藤忠商事の経験や知見を基にした経営へのサポートが考えられる。
 - ・対象者としては、上記を含めた公開買付者との協業により実行可能となる各施策には、各施策が業績に寄与するまでには相応の時間を要することが見込まれ、施策実行には失敗のリスクも内在するため、一時的には収益及びキャッシュ・フローのマイナスを招く可能性があると考えている。他方で、上場企業である以上、短期的な業績に対してもコミットメントが求められる中、各施策実行の過程で中長期的な成長を優先する意思決定を行った結果、資本市場から十分な評価が得られず、対象者株式の株価の下落が生じ、既存株主の利益を損なう可能性があると考えてい

る。そのため、対象者としては、本取引により対象者株式を非公開化した上で、公開買付者との協業を実行していくことが必要であると判断した。

- ・また、対象者株式の非公開化により、対象者は、資本市場からエクイティ・ファイナンスによる資金調達を行うことができなくなり、また、上場会社であることに伴う社会的な信用の向上といったこれまで上場会社として享受してきたメリットを喪失するとも考えられる。しかしながら、対象者の現在の財務状態を踏まえると、当面の間エクイティ・ファイナンスの必要性は高くなく、また、対象者の取引先については、対象者が上場企業であることに伴う社会的な信用力が取引をする理由となっている取引先は僅少だと考えており、上場会社であることによるメリットは大きくないことから、今後も継続して対象者株式の上場を維持する必要性は限定的であると考えている。

(イ)小括

上記(ア)記載の具体的な内容に加えて、上記施策の実現可能性、対象者の事業発展へのメリットやデメリットの有無・内容、対象者の企業価値向上への具体的な影響等を対象者及び公開買付者に対する質疑応答によって確認した上で、本特別委員会において、慎重に協議及び検討した結果、本取引が対象者グループの企業価値向上に資するという公開買付者及び対象者の判断には、いずれも不合理な点は認められないと考えられる。

したがって、本取引の目的は合理的であると判断するに至った。

ウ．本取引の取引条件の妥当性（本取引の実施方法や対価の妥当性を含む。）に関する事項

(ア)みずほ証券による株式価値算定書その他公開買付価格の妥当性

対象者が、対象者、公開買付者及び応募予定株主並びに本取引から独立した第三者算定機関であるみずほ証券から取得した対象者株式価値算定書によれば、対象者株式の1株当たり株式価値は、市場株価基準法によると205円から236円、類似企業比較法によると124円から169円、DCF法によると348円から441円とされているところ、本公開買付価格は475円であり、市場株価基準法、類似企業比較法及びDCF法による算定結果のいずれのレンジの上限をも上回るものである。

そして、本特別委員会は、株式価値評価に用いられた算定方法等について、みずほ証券及び対象者から、評価手法の選択、DCF法による算定の基礎となる対象者の事業計画の作成方法・作成過程及び内容、割引率の算定根拠等の取扱いを含め、詳細な説明を受けるとともに、質疑応答を行った上で検討した結果、事業計画の策定過程に公開買付者は関与していないとのことであり、算定の前提となった事業計画の策定に公開買付者が不当な影響を及ぼしたと認められず、算定方法及びその前提について一般的な評価実務に照らして不合理な点は認められなかった。

加えて、本公開買付価格（475円）は、対象者株式の2024年10月30日の東京証券取引所スタンダード市場における終値205円に対して131.71%、同日までの直近1ヶ月間の終値単純平均値218円に対して117.89%、同日までの直近3ヶ月間の終値単純平均値217円に対して118.89%、同日までの直近6ヶ月間の終値単純平均値236円に対して101.27%のプレミアムをそれぞれ加えた価格であって、同種案件（経済産業省が「公正なM&Aの在り方に関する指針」を公表した2019年6月28日以降2024年9月末までに成立した上場会社（Tokyo PRO Market上場、投資法人は除く。）の非公開化を目的とした公開買付け事例であり、公開買付者（その特別関係者を含む。）による買収対象会社の議決権所有割合が、公開買付け開始前に20.00%未満、公開買付け後に66.67%以上である事案のうち、マネジメント・バイアウト（MBO）事例及び公開買付け後にスクイズアウト手続を行わない事例を除いた42件）におけるプレミアムの平均値（公表日の前営業日の終値に対して49.99%、同日までの過去1ヶ月間の終値単純平均株価に対して51.92%、過去3ヶ月間の終値単純平均株価に対して55.96%、過去6ヶ月間の終値単純平均株価に対して59.15%のプレミアム。）及び中央値（公表日の前営業日の終値に対して41.52%、同日までの過去1ヶ月間の終値単純平均株価に対して40.96%、同日までの過去3ヶ月間の終値単純平均株価に対して43.98%、同日までの過去6ヶ月間の終値単純平均株価に対して51.48%のプレミアム。）を上回るプレミアム水準であると評価でき、本公開買付価格には合理的なプレミアムが付されていると考えられる。

(イ) 交渉過程の公正性の公正性

下記エのとおり、本公開買付けを含む本取引に係る入札プロセス等の交渉過程の手続は公正であると認められるところ、本公開買付価格は、かかる交渉の結果も踏まえて決定されたものであると認められる。

(ウ) 本公開買付け後の手続の合理性

本公開買付けに応募しなかった少数株主は、本公開買付けの後に実施される予定の本スクイーズアウト手続において、最終的に金銭が交付されることになるところ、当該手続において交付される金銭の額については、本公開買付価格に株主が所有していた対象者株式の数を乗じた価格と同一となるよう算定される予定である旨が、プレスリリース等で明示される予定である。

(エ) 対価の種類の変当性

本取引の対価は、本公開買付け及びその後に実施される予定の本スクイーズアウト手続を通じて、金銭であることが予定されている。金銭は、価値変動リスクが低く、かつ、流動性が高いことに加えて、株主の応募判断にあたって評価が比較的容易であるため、株主保護の観点から妥当なものであると評価することができること、公開買付者の株式は上場しておらず十分な流動性がないため、対価として妥当とはいえないことから、金銭を対価とすることは妥当であるといえる。

(オ) 小括

以上のような点を踏まえ、本特別委員会において、慎重に協議及び検討した結果、本取引により対象者の株主に交付される対価を含む本取引の取引条件は妥当であると判断するに至った。

エ．本取引の手続の公正性（いかなる公正性担保措置をどの程度講じるべきかの検討を含む。）に関する事項

(ア) 公開買付者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

公開買付者は、本公開買付価格を決定するにあたり、公開買付者、対象者及び応募予定株主から独立した第三者算定機関として、ファイナンシャル・アドバイザーであるSMB C日興証券に対して、対象者株式の株式価値の算定を依頼し、2024年9月9日付で本株式価値算定書を取得している。SMB C日興証券は、公開買付者、対象者及び応募予定株主の関連当事者には該当せず、本公開買付けに関して重要な利害関係を有していないとのことである。また、公開買付者は、本取引に際して実施されている他の本公開買付価格の公正性を担保するための措置並びに利益相反を回避するための措置を踏まえて、対象者の少数株主の利益に十分な配慮がなされていると考えており、SMB C日興証券から本公開買付価格の公正性に関する意見書（フェアネス・オピニオン）を取得していないとのことである。

(イ) 入札手続の実施

対象者は、2024年5月下旬より、戦略的パートナー候補に対して、本入札プロセスへの参加に関する初期的な打診を開始し、2024年6月初旬より第一次入札プロセスを開始した。2024年6月下旬に、対象者は、第一次入札プロセスへ参加した4社の戦略的パートナー候補より第一次意向表明書を受領した。その後、対象者は、第二次入札プロセスへ参加した2社の候補先に対して、対象者経営陣へのインタビューを含むデュー・ディリジェンスの機会を提供し、2024年9月13日に、対象者は、第二次入札プロセスに参加した2社の候補先から法的拘束力のある最終意向表明書を受領した。そして、2024年9月17日に、対象者が、当該2社の候補先に対して価格の引き上げ可否について打診し、2024年9月20日に、対象者は、当該2社の候補先から修正提案書を受領した。

以上のとおり、本入札プロセスを実施することで、対象者の主導により、合理的な競争環境を作出したものと評価できる。

(ウ) 対象者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

対象者は、本公開買付けに関する意見を決定するにあたり、対象者、公開買付者及び応募予定株主から独立したファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関であるみずほ証券に対して、対象者の株式価値の算定を依頼し、同社から2024年10月30日付で対象者株式価値算定書を取得した。なお、みずほ証券は対象者、公開買付者及び応募予定株主の関連当事者には該当せず、本公開買付けを含む本取引に関して、記載すべき重要な利害関係を有していない。

また、対象者は、本取引に際して実施されている他の本公開買付価格の公正性を担保するための措置並びに利益相反を回避するための措置を踏まえて、対象者の少数株主の利益には十分な配慮がなされていると考えていることから、みずほ証券から本公開買付価格の公正性に関する意見書（フェアネス・オピニオン）は取得していない。

(エ) 特別委員会の設置

対象者は、戦略的パートナーとの資本業務提携の方法として、対象者株式の非公開化を前提とする公開買付け及び公開買付け成立後のスクイーズアウト手続が採用される場合、当該公開買付けの完了後に戦略的パートナーが対象者の支配株主に該当することが想定されることから、当該スクイーズアウト手続は東京証券取引所の規則において定められる「支配株主との重要な取引等」に該当すること

等を踏まえて、対象者は、本スクイーズアウト手続のみならず、本公開買付け並びに本入札プロセスを含む本取引全体の実施に係る対象者の意思決定に係る手続の公正性を担保することにより、本取引に係る取引条件の公正性を確保し、企業価値の向上及び少数株主の利益を図る観点から、2024年5月17日、対象者及び戦略的パートナー候補のいずれからも独立した、対象者社外取締役及び外部有識者から成る委員（対象者の社外取締役・監査等委員である百瀬茂氏、対象者の社外取締役・監査等委員である根本博史氏、及び、弁護士であり同種の取引について高度な見識を有する小久保崇氏の3名）によって構成される本特別委員会を設置している。また、対象者は、本取引に関する決定を行うに際して、本特別委員会の意見を最大限尊重し、本特別委員会が本取引について妥当でないと判断した場合には、本取引を行う旨の意思決定（本公開買付けに関する対象者の賛同及び応募推奨を内容とする意見表明を含む。）を行わないこととしている。なお、対象者は、当初から上記の3氏を本特別委員会の委員として選任しており、本特別委員会の委員を変更した事実はない。

（オ）対象者による検討方法

対象者が本取引及び本入札プロセスについて検討するにあたっては、対象者、公開買付者及び応募予定株主から独立したファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関であるみずほ証券並びにリーガル・アドバイザーであるTMI総合法律事務所から助言・意見等を得ながら、対象者の企業価値向上については株主共同の利益の観点から、本公開買付け価格をはじめとする本公開買付けの買付条件の妥当性及び本取引の一連の手続の公正性といった点について慎重に検討及び協議を行っている。

なお、本特別委員会は、みずほ証券及びTMI総合法律事務所の独立性及び専門性に問題がないことを確認し、対象者のファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関並びにリーガル・アドバイザーとして承認している。

また、対象者は、利益相反の問題を排除する観点から、公開買付者を含む戦略的パートナー候補から独立した立場で、本取引に係る検討、交渉及び判断を行う体制を対象者の社内に構築している。

（カ）本入札プロセス及び交渉による、公開買付け価格の引上げ

対象者において上記体制を整備した後、本特別委員会は、TMI総合法律事務所及びみずほ証券の助言を受けながら、本入札プロセスの手続の公正性、本入札プロセスに関する対象者の判断の合理性を確認した。更に、対象者は、第二次入札プロセスに参加した2社の候補先から2024年9月13日付で最終意向表明書の提出を受けた後に、再度価格引き上げの可否について打診し、2024年9月20日付で、当該2社の候補先から、最終意向表明書に記載されていた提案価格よりもさらに引き上げられた公開買付け価格の提案を受領している。

これらの手続及び交渉の結果、公開買付者から2024年6月28日付第一次意向表明書で提案された対象者株式1株当たり412円という価格から、最終的な1株当たり475円という本公開買付け価格の決定に至るまでに、63円の買付け価格の引上げに成功している。

（キ）マジョリティ・オブ・マイノリティ

本公開買付けにおいて公開買付者は、21,733,000株（所有割合：66.67%）を買付予定数の下限と設定しており、応募株券等の合計が買付予定数の下限に満たない場合は、応募株券等のすべての買付け等を行わないとしているところ、買付予定数の下限である21,733,000株（所有割合：66.67%）は、2024年10月31日に公表した「2025年3月期 第2四半期決算短信〔日本基準〕（連結）」に記載された2024年9月30日現在の対象者の発行済株式総数（33,801,900株）から、同日現在の対象者が所有する自己株式数（1,202,301株）を控除した株式数（32,599,599株）の過半数に相当する株式数（16,299,800株。これは、公開買付者と利害関係を有さない対象者の株主が所有する対象者株式の数の過半数、すなわち、いわゆる「マジョリティ・オブ・マイノリティ（majority of minority）」に相当する数にあたる。）を上回るものとなる。これにより、公開買付者の利害関係者以外の対象者の株主の過半数の賛同が得られない場合には、対象者の少数株主の意思を重視して、本公開買付けを含む本取引を行わないこととなっている。

（ク）対抗的な買付け等の機会を確保していること

対象者は、公開買付者との間で、対象者が公開買付者以外の買収提案者（以下「対抗的買収提案者」という。）と接触することを禁止するような取引保護条項を含む合意等、対抗的買収提案者が対象者との間で接触することを制限するような内容の合意を行っていない。

また、公開買付者は、法令に定められた公開買付けに係る買付け等の最短期間が20営業日であるところ、本公開買付けにおける買付け等の期間（以下「公開買付け期間」といいます。）を30営業日に設定している。このように公開買付け期間を比較的長期に設定することにより、対象者の株主の皆様の本公開買付けに対する応募について適切な判断機会を確保するとともに、対象者株式について公開買付者以外の者にも買付け等を行う機会を確保することにより、本公開買付け価格の適正性を担保することを企図している。

さらに、対象者は本取引に関して入札プロセスを実施しており、一定の競争状態において、他の複数の候補先との比較を通じて公開買付者を選定した経緯がある。したがって、公開買付者以外の者による対象者株式に対する買付け等の機会は既に十分に設けられている。

(ケ) その他の公正性担保措置の実施

公開買付者は、()本公開買付けの決済の完了後速やかに、株式売渡請求又は株式併合を行うこと、及び、株式売渡請求又は株式併合の効力発生を条件として単元株式数の定めを廃止する旨の定款の一部変更を行うことを付議議案に含む臨時株主総会の開催を対象者に要請をすることを予定しており、対象者の株主に対して株式買取請求権又は価格決定の申立てが確保されない手法は採用しないこと、()株式売渡請求又は株式併合の結果、対象者の株主に対価として交付される金銭は、本公開買付けに当該各株主の所有する対象者株式の数を乗じた価格と同一となるように算定されることを明らかとしていることから、対象者の株主が本公開買付けに応募するか否かについて適切に判断を行う機会を確保し、これをもって強圧性が生じないように配慮している。

(コ) 小括

以上のような点を踏まえ、本特別委員会において、慎重に協議及び検討した結果、本取引においては適切な公正性担保措置が講じられており、本取引に係る手続は公正であると判断するに至った。

オ．上記イ乃至エその他の事項を踏まえ、対象者取締役会が本取引の実施（本取引の内容として本公開買付けが実施される場合、本公開買付けに対する意見表明を含む。）を決定することが少数株主に不利益か否か

上記イ乃至エまでにおいて検討した諸事項以外の点に関して、本特別委員会において、本公開買付けを含む本取引が対象者の少数株主にとって不利益なものであると考える事情は特段見当たらない。上記を踏まえ、慎重に検討した結果、対象者取締役会が、()本公開買付けに賛同する旨の意見を表明するとともに、対象者の株主に対して、本公開買付けへの応募を推奨する旨を決定すること、並びに、()本公開買付け後に株式売渡請求又は株式併合の方法を用いた本スクイズアウト手続を実施することを決定することは、対象者の少数株主にとって不利益ではないと判断するに至った。

対象者における独立した法律事務所からの助言

対象者プレスリリースによれば、対象者は、対象者取締役会の意思決定の公正性及び適正性を担保するために、対象者、公開買付者、及び応募予定株主から独立したリーガル・アドバイザーとしてTMI総合法律事務所を選任し、本公開買付け及びその後の一連の手続に対する対象者取締役会の意思決定の方法及び過程その他の意思決定にあたっての留意点に関する法的助言を受けているとのこと。なお、TMI総合法律事務所は、対象者、公開買付者、及び応募予定株主の関連当事者には該当せず、またTMI総合法律事務所の報酬体系は、本公開買付けの成立如何によって成功報酬が発生する体系とはなっておらず、本取引に関して重要な利害関係を有していないとのこと。更に、本特別委員会において、TMI総合法律事務所の独立性に問題がないことが確認されているとのこと。

対象者における利害関係を有しない出席取締役（監査等委員を含みます。）全員の承認

対象者は、ファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関であるみずほ証券の対象者株式価値算定書の内容及びTMI総合法律事務所から受けた法的助言を参照し、対象者及び公開買付者との間で実施した複数回に亘る協議の内容その他の関連資料を踏まえ、本特別委員会から取得した本答申書の内容を最大限に尊重しながら、本取引に関する諸条件について慎重に審議及び検討を行った結果、対象者は、上記「(2)本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針」の「対象者が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」に記載のとおり、2024年10月31日に、対象者の取締役9名のうち出席した7名全員において審議の上、全員一致で、対象者の意見として、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様に対して、本公開買付けに応募することを推奨する旨の決議をしたとのこと。なお、対象者の取締役9名のうち、代表取締役社長である福島秀治氏は、対象者が2024年10月31日に公表した「代表取締役の異動（辞任）及び社長交代に関するお知らせ」のとおり、本公開買付けを機に世代交代を実施すべく、同日付で対象者代表取締役社長及び取締役を辞任する予定であったことから、上記取締役会への参加を辞退しており、また、社外取締役・監査等委員である川東憲治氏は、一身上の都合により上記取締役会を欠席したため、それぞれ上記取締役会に参加していないとのこと。また、かかる対象者取締役会決議は、公開買付者が本公開買付け及びその後の一連の手続を実施することにより対象者株式が上場廃止となる予定であることを前提として行われたものとのこと。

対象者における独立した検討体制の構築

対象者プレスリリースによれば、対象者は利益相反の問題を排除する観点から、公開買付者を含む戦略的パートナー候補から独立した立場で、本取引に係る検討、交渉及び判断を行う体制を対象者の社内に構築したとのこと。具体的には、対象者の立場における、戦略的パートナーの選定過程、公開買付者との協議及び交渉のいずれの検討体制にも、公開買付者を含む戦略的パートナー候補と利害関係を有するおそれのある者が含まれていないことを確認しているとのこと。

また、対象者の社内に構築した本取引の検討体制、具体的には本取引に係る検討、交渉及び判断に関する役職員の範囲及びその職務（対象者の株式価値の評価の基礎となる事業計画の作成等の高い独立性が求められる職務を含みます。）はTMI総合法律事務所の助言を踏まえたものであり、独立性の観点から問題がないことについては、本特別委員会の承認を得ているとのことです。

他の買付者からの買付機会を確保するための措置

公開買付者は、対象者との間で、対象者が対抗的買収提案者と接触することを禁止するような取引保護条項を含む合意等、対抗的買収提案者が対象者との間で接触することを制限するような内容の合意を行っておりません。また、公開買付者は、法令に定められた公開買付けに係る買付け等の最短期間が20営業日であるところ、公開買付期間を30営業日に設定しております。このように公開買付期間を比較的長期に設定することにより、対象者の株主の皆様の本公開買付けに対する応募について適切な判断機会を確保するとともに、対象者株式について公開買付者以外の者にも買付け等を行う機会を確保することにより、本公開買付価格の適正性を担保することを企図しております。

更に、対象者は本取引に関して入札プロセスを実施しており、一定の競争状態において、他の複数の候補先との比較を通じて公開買付者を選定した経緯があるとのことです。したがって、公開買付者以外の者による対象者株式に対する買付け等の機会は既に十分に設けられていたと考えているとのことです。

マジョリティ・オブ・マイノリティ（majority of minority）に相当する数を上回る買付予定数の下限の設定

上記「(1) 本公開買付けの概要」に記載のとおり、本書提出日現在、公開買付者は対象者株式を所有していないところ、本公開買付けにおける買付予定数の下限（21,733,000株、所有割合66.67%）は、2024年9月30日現在の対象者の発行済株式総数（33,801,900株）から自己株式数（1,202,301株）を控除した株式数（32,599,599株）の過半数に相当する株式数（16,299,800株。これは、公開買付者と重要な利害関係を有さない対象者の株主の皆様が所有する対象者株式数の過半数、すなわち、いわゆる「マジョリティ・オブ・マイノリティ（majority of minority）」に相当する数にあたります。）を上回るものとなります。これにより、公開買付者と重要な利害関係を有さない対象者の株主の皆様が過半数の賛同が得られない場合には、対象者の少数株主の皆様を重視して、本公開買付けを含む本取引を行わないこととなります。この点については、本特別委員会において詳細に説明及び審議が行われたとのことであり、上記「対象者における独立した特別委員会の設置及び特別委員会からの答申書の取得」に記載のとおり、本答申書にも記載されているとのことです。

なお、応募予定株主は、公開買付者と利害関係を有しない独立した第三者であり、本応募契約は独立した当事者間で行われた真摯な協議・交渉に基づき締結に至ったものであることから、公開買付者としては、本応募契約の締結の事実により、応募予定株主が、いわゆる「マジョリティ・オブ・マイノリティ（majority of minority）」条件の判断における、公開買付者と利害関係を有する対象者の株主に該当することになるものではないと考えております。

本応募契約の詳細につきましては、下記「(6) 本公開買付けに係る重要な合意に関する事項」の「本応募契約」をご参照ください。

(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）

公開買付者は、上記「(1) 本公開買付けの概要」に記載のとおり、対象者を公開買付者の完全子会社とすることを目的として本公開買付けを実施するため、本公開買付けにより対象者株式の全て（対象者が所有する自己株式を除きます。）を取得できなかった場合には、本公開買付け成立後、本スクイーズアウト手続を実施することを予定しております。

株式売渡請求

公開買付者は、本公開買付けの成立により、公開買付者の所有する対象者の議決権の合計数が対象者の総株主の議決権の数の90%以上となり、公開買付者が会社法第179条第1項に規定する特別支配株主となる場合には、本公開買付けの決済の完了後速やかに、会社法第2編第2章第4節の2の規定に基づき、対象者の株主（公開買付者及び対象者を除きます。）の全員（以下「売渡株主」といいます。）に対し、その所有する対象者株式の全部を売り渡すことを請求（以下「本株式売渡請求」といいます。）する予定です。本株式売渡請求においては、対象者株式の1株当たりの対価として、本公開買付価格と同額の金銭を売渡株主に対して交付することを定める予定です。この場合、公開買付者は、その旨を対象者に通知し、対象者に対して本株式売渡請求の承認を求めます。対象者がその取締役会の決議により本株式売渡請求を承認した場合には、関係法令の定める手続に従い、売渡株主の個別の承諾を要することなく、公開買付者は、本株式売渡請求において定めた取得日をもって、売渡株主からその所有する対象者株式の全部を取得します。この場合、公開買付者は、売渡株主がそれぞれ所有していた対象者株式の1株当たりの対価として、公開買付者は、各売渡株主に対し、本公開買付価格と同額の金銭を交付する予定です。

なお、対象者によれば、対象者は、公開買付者より株式売渡請求をしようとする旨及び会社法第179条の2第1項各号の事項について通知を受けた場合には、対象者取締役会において本株式売渡請求を承認する予定とのことです。

本株式売渡請求に関連する少数株主の権利保護を目的とした会社法上の規定として、会社法第179条の8その他関係法令の定めに従って、売渡株主は、裁判所に対して、その所有する対象者株式の売買価格の決定の申立てを行うことができる旨が定められております。なお、上記申立てがなされた場合の売買価格は、最終的には裁判所が判断することになります。

株式併合

本公開買付けの成立後、公開買付者の所有する対象者の議決権の合計数が対象者の総株主の議決権の90%未満である場合には、公開買付者は、会社法第180条に基づき、対象者株式の併合（以下「本株式併合」といいます。）を行うこと及び本株式併合の効力発生を条件として単元株式数の定めを廃止する旨の定款の一部変更を行うことを付議議案に含む対象者の臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）を開催することを、本公開買付けの決済の完了後速やかに対象者に要請する予定です。また、公開買付者は、本臨時株主総会において上記各議案に賛成する予定です。本書提出日現在においては、本臨時株主総会の開催日は、2025年2月を予定しております。なお、公開買付者は、対象者グループの企業価値向上の観点から、本臨時株主総会を早期に開催することが望ましいと考えており、本公開買付けの決済の開始日後、それと近接する日を本臨時株主総会の基準日とすることができるように、対象者に対して、公開買付期間中に基準日設定公告を行うことを要請する予定です。対象者によれば、対象者は、公開買付者からこれらの要請を受けた場合には、かかる要請に応じる予定とのことです。

本臨時株主総会において本株式併合の議案についてご承認をいただいた場合には、本株式併合がその効力を生ずる日において、対象者の株主の皆様は、本臨時株主総会においてご承認をいただいた本株式併合の割合に応じた数の対象者株式を所有することとなります。本株式併合をすることにより株式の数に1株に満たない端数が生じるときは、対象者の株主に対して、会社法第235条その他の関係法令の定める手続に従い、当該端数の合計数（合計した数に1株に満たない端数がある場合には、当該端数は切り捨てられます。以下同じです。）に相当する対象者株式を対象者又は公開買付者に売却すること等によって得られる金銭が交付されることとなります。当該端数の合計数に相当する対象者株式の売却価格については、当該売却の結果、本公開買付けに応募しなかった対象者の株主（公開買付者及び対象者を除きます。）に交付される金銭の額が、本公開買付価格に当該各株主が所有していた対象者株式の数を乗じた価格と同一となるよう算定した上で、裁判所に対して任意売却許可の申立てを行うことを対象者に要請する予定です。

また、本株式併合の割合は、本書提出日現在において未定ですが、公開買付者は、対象者に対して、公開買付者のみが対象者株式の全て（対象者が所有する自己株式を除きます。）を所有することとなるよう、本公開買付けに応募されなかった対象者の株主（公開買付者及び対象者を除きます。）が所有する対象者株式の数が1株に満たない端数となるように決定するよう対象者に要請する予定です。

なお、対象者によれば、対象者は、本公開買付けが成立した場合には、公開買付者によるこれらの要請に応じる予定とのことです。

本株式併合に関連する少数株主の権利保護を目的とした会社法上の規定として、本株式併合がなされた場合であって、本株式併合をすることにより株式の数に1株に満たない端数が生じるときは、会社法第182条の4及び第182条の5その他の関係法令の定めに従い、所定の条件を充たすときには、対象者の株主（公開買付者及び対象者を除きます。）は、対象者に対し、自己の所有する対象者株式のうち1株に満たない端数となるものの全部を公正な価格で買い取ることを請求することができる旨及び裁判所に対して対象者株式の価格決定の申立てを行うことができる旨が定められております。

上記のとおり、本株式併合においては、本公開買付けに応募されなかった対象者の株主（公開買付者及び対象者を除きます。）が所有する対象者株式の数は1株に満たない端数となる予定ですので、本株式併合に反対する対象者の株主（公開買付者及び対象者を除きます。）は、上記申立てを行うことができることになる予定です。上記申立てがなされた場合の対象者株式の買取価格は、最終的には裁判所が判断することになります。

なお、本公開買付けは、本臨時株主総会における対象者の株主の皆様の賛同を勧誘するものではありません。

上記及びの各手続については、関係法令についての改正、施行及び当局の解釈等の状況等によっては、実施の方法及び時期に変更が生じる可能性があります。但し、その場合でも、本公開買付けが成立した場合には、本公開買付けに応募されなかった対象者の株主（公開買付者及び対象者を除きます。）に対しては、最終的に金銭を交付する方法が採用される予定であり、その場合に当該各株主に交付される金銭の額については、本公開買付価格に当該各株主が所有していた対象者株式の数を乗じた価格と同一になるよう算定する予定です。

以上の各場合における具体的な手続及びその実施時期等について、本公開買付け成立後、公開買付者は対象者に協議の申入れを行い、決定次第、対象者に速やかに公表していただくよう要請する予定です。

なお、本公開買付けへの応募又は上記の各手続における税務上の取扱いについては、対象者の株主の皆様が自らの責任にて税務専門家にご確認いただきますようお願いいたします。

(5) 上場廃止となる見込み及びその事由

対象者株式は、本書提出日現在、東京証券取引所スタンダード市場に上場されておりますが、公開買付者は、本公開買付けにおいて買付予定数の上限を設定していないため、本公開買付けの結果次第では、東京証券取引所の上場廃止基準に従い、対象者株式は、所定の手続を経て上場廃止となる可能性があります。また、本公開買付けの成立時点では当該基準に該当しない場合でも、公開買付者は、本公開買付けの成立後に、上記「(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」に記載の本スクイズアウト手続が実行された場合には、対象者株式は東京証券取引所の上場廃止基準に該当し、対象者株式は、所定の手続を経て上場廃止となります。上場廃止後は、対象者株式を東京証券取引所スタンダード市場において取引することはできません。

(6) 本公開買付けに係る重要な合意に関する事項

本応募契約

公開買付者は、応募予定株主との間で、それぞれ、2024年10月31日付で以下の概要の本応募契約を締結しております。なお、公開買付者は、本取引に関して、応募予定株主に対して、本公開買付けの応募の対価のほか、何らかの利益を供与又は提供する旨の合意はしておりません。

() 大和証券グループ本社

(a) 公開買付者は、以下の前提条件が充足されていること又は公開買付者により放棄されていることを条件に、本公開買付けを開始すること

大和証券グループ本社による表明及び保証が、重要な点において全て真実かつ正確であること
大和証券グループ本社が本契約上の義務（但し、軽微なものを除く。）に違反していないこと
対象者に関して、未公表の重要事実及び未公表の公開買付け等事実がいずれも存在しないこと
本公開買付けの撤回事由が発生していないこと

対象者の取締役会において、本公開買付けに対して賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主に対し、その保有する対象者の株式を本公開買付けに応募することを推奨する旨の意見を表明する旨の意見表明決議（以下、本 において「本賛同表明決議」といいます。）がなされ、これが法令に従って公表されており、かつ、かかる意見表明が撤回されていないこと

対象者に設置された特別委員会において、対象者が本賛同表明決議を実施することについて肯定的な内容の答申が行われており、かつ、当該答申が撤回又は変更されていないこと

本契約締結後、新たに、対象者の現在又は将来の財政状態、経営成績、キャッシュフローに重大な悪影響を及ぼす可能性のある事由又は事象が発生していないこと

本公開買付け又は大和証券グループ本社による応募を禁止し、又は制限することを求める司法・行政機関等の判断が存在せず、かつ、これらに関する手続が係属していないこと

(注1) 本契約において、大和証券グループ本社は、() 第三者から対抗買付けの提案がなされた場合又は対象者若しくは対象者の株主に対して対抗買付けの提案がなされた事実を知った場合の公開買付者に対する通知義務、() 本公開買付けと実質的に抵触し又は本公開買付けの実行を困難にする取引及びそれらに関する合意を行わず、かかる取引に関する提案、勧誘、協議、交渉又は情報提供を積極的に行わない義務、() 対象者の株主総会の招集請求権、議題提案権及び議案提案権その他の本公開買付けの成立に支障を及ぼすおそれのある対象者の株式に係る株主権の行使を行わない義務、() 本公開買付けが成立した場合において、本公開買付けの決済開始日以前の日を権利行使の基準日とする対象者の株主総会において、公開買付者の指示に従って株主としての権利行使等を行う義務、() 本契約上の表明及び保証の違反又は義務違反に係る補償義務等を負っております。

(注2) 本契約において、大和証券グループ本社は、公開買付者に対して、本契約締結日、本公開買付けの開始日及び本公開買付けの決済の開始日において、 存続及び権限の有効性、 本契約の締結及び履行に必要な権限及び権能の存在並びに手続の履践、 本契約の有効性及び強制執行可能性、 本契約の締結及び履行についての法令等との抵触の不存在、 反社会的勢力に該当しないこと及び反社会的勢力との関連性の不存在、 倒産手続の不存在、 応募対象株式に対する権利の有効性について、表明及び保証を行っております。

(b) 大和証券グループ本社は、以下の前提条件が充足されていること又は大和証券グループ本社により放棄されていることを条件に、大和証券グループ本社が所有する対象者株式全てを、本公開買付けに応募すること。以下の前提条件の全部又は一部が満たされなくなった場合、大和証券グループ本社は、すでに行った応募の撤回をすることができること

公開買付者による表明及び保証が、重要な点において全て真実かつ正確であること
公開買付者が本契約上の義務（但し、軽微なものを除く。）に違反していないこと

本公開買付けの実施のために法令等に基づき必要な手続が完了していること

本公開買付けにおける売付けの申込みを禁止し、又は制限することを求める司法・行政機関等の判断が存在せず、かつ、これらに関する手続が係属していないこと

対象者に関して、未公表の重要事実及び未公表の公開買付け等事実がいずれも存在しないこと又は当該事実を認識していないこと

対象者の取締役会において、本賛同表明決議がなされ、これが公表され、かつ、かかる表明が撤回又は変更されていないこと

(注3) 本契約において、公開買付者は、()第三者から対抗買付けの提案がなされた場合又は対象者若しくは対象者の株主に対して対抗買付けの提案がなされた事実を知った場合の大和証券グループ本社に対する通知義務、()本契約上の表明及び保証の違反又は義務違反に係る補償義務等を負っております。

(注4) 本契約において、公開買付者は、大和証券グループ本社に対して、本契約締結日、本公開買付けの開始日及び本公開買付けの決済の開始日において、存続及び権限の有効性、本契約の締結及び履行に必要な権限及び権能の存在並びに手続の履践、本契約の有効性及び強制執行可能性、本契約の締結及び履行についての法令等との抵触の不存在、反社会的勢力に該当しないこと及び反社会的勢力との関連性の不存在、倒産手続の不存在、本公開買付けの決済に要する資力の十分性について、表明及び保証を行っております。

(c) 第三者により対象株式を対象とする対抗買付けが提案又は公表された場合において(真摯な買収提案に限る。)、対抗買付けにおける対象株式の買付価格(以下、本において「対抗買付価格」という。)が本公開買付価格を上回り、公開買付者が本公開買付価格を対抗買付価格を超える価格としない場合には、大和証券グループ本社は、本公開買付けへの応募を行わず、又は応募の撤回をすることができること

() 双葉不動産建設

双葉不動産建設は、その所有する対象者株式の一部を、本公開買付けに応募すること

(注5) 双葉不動産建設は、上記のほか、()応募対象となる株式について、本公開買付けの応募に必要な手続を行う義務、()本公開買付けと実質的に抵触し又は本公開買付けの実行を困難にする取引及びそれらに関する合意を行わず、かかる取引に関する提案、勧誘、協議、交渉又は情報提供を積極的に行わない義務、()()の取引に関する提案等を受けた場合の通知義務、()対象者の株式に係る株主権の行使を行わない義務、()本公開買付けの決済開始日以前の日を権利行使の基準日とする対象者の株主総会において、公開買付者の指示に従って株主としての権利行使等を行う義務、()本契約上の表明及び保証の違反又は義務違反に係る補償義務等を負っております。

() 石田慎一氏

石田慎一氏は、その所有する対象者株式の一部を、本公開買付けに応募すること

(注6) 石田慎一氏は、上記のほか、()応募対象となる株式について、本公開買付けの応募に必要な手続を行う義務、()本公開買付けと実質的に抵触し又は本公開買付けの実行を困難にする取引及びそれらに関する合意を行わず、かかる取引に関する提案、勧誘、協議、交渉又は情報提供を積極的に行わない義務、()()の取引に関する提案等を受けた場合の通知義務、()対象者の株式に係る株主権の行使を行わない義務、()本公開買付けの決済開始日以前の日を権利行使の基準日とする対象者の株主総会において、公開買付者の指示に従って株主としての権利行使等を行う義務、()本契約上の表明及び保証の違反又は義務違反に係る補償義務等を負っております。

() シンプレクス

(a) 公開買付者は、以下の前提条件が充足されていること又は公開買付者により放棄されていることを条件に、本公開買付けを開始すること

対象者の取締役会において、本賛同表明決議がなされ、これが法令に従って公表されており、かつ、かかる意見表明が撤回されていないこと

対象者に設置された特別委員会において、対象者が本賛同表明決議を実施することについて肯定的な内容の答申が行われており、かつ、当該答申が撤回又は変更されていないこと

本公開買付け又はシンプレクスによる応募を制限又は禁止する司法・行政機関等の判断がなされていないこと

シンプレクスが履行又は遵守すべき義務が全て履行又は遵守されていること

シンプレクスによる表明及び保証がいずれも真実かつ正確であること

対象者に関して、未公表の重要事実及び未公表の公開買付け等事実がいずれも存在しないこと

本公開買付けの撤回事由が発生していないこと

- (注7) 本契約において、シンプレクスは、()本公開買付けと実質的に抵触し又は本公開買付けの実行を困難にする取引及びそれらに関する合意を行わない義務、()かかる取引に関する提案、勧誘、協議、交渉又は情報提供を行わない義務、()第三者からかかる取引に関する提案等を受けた場合の公開買付者に対する通知義務、()対象者の株主総会の招集請求権、議題提案権及び議案提案権その他の本公開買付けの成立に支障を及ぼすおそれのある対象者の株式に係る株主権の行使を行わない義務、()本公開買付けが成立した場合において、本公開買付けの決済開始日以前の日を権利行使の基準日とする対象者の株主総会において、公開買付者の指示に従って株主としての権利行使等を行う義務、()本契約上の表明及び保証の違反又は義務違反に係る補償義務等を負っております。
- (注8) 本契約において、シンプレクスは、公開買付者に対して、本契約締結日、本公開買付けの開始日及び本公開買付けの決済の開始日において、 存続及び権限の有効性、 本契約の締結及び履行に必要な権限及び権能の存在並びに手続の履践、 本契約の有効性及び強制執行可能性、 本契約の締結及び履行についての法令等との抵触の不存在、 反社会的勢力に該当しないこと及び反社会的勢力との関連性の不存在、 倒産手続の不存在、 応募対象株式に対する権利の有効性について、表明及び保証を行っております。
- (b) シンプレクスは、以下の前提条件が充足されていること又はシンプレクスにより放棄されていることを条件に、シンプレクスが所有する対象者株式全てを、本公開買付けに応募すること
- 本公開買付けの開始に必要な全ての手続がとられており、本公開買付けが本契約の規定に従って開始され、その後に撤回されていないこと
 - 対象者の取締役会により、本賛同表明決議がなされ、これが法令に従って公表されており、かつ、かかる意見表明が撤回されていないこと
 - 本公開買付け又はシンプレクスによる応募を制限又は禁止する司法・行政機関等の判断等がなされていないこと
 - 公開買付者が履行又は遵守すべき義務が全て履行又は遵守されていること
 - 公開買付者による表明及び保証がいずれも真実かつ正確であること
- (注9) 本契約において、公開買付者は、本契約上の表明及び保証の違反又は義務違反に係る補償義務等を負っております。
- (注10) 本契約において、公開買付者は、シンプレクスに対して、本契約締結日、本公開買付けの開始日及び本公開買付けの決済の開始日において、 存続及び権限の有効性、 本契約の締結及び履行に必要な権限及び権能の存在並びに手続の履践、 本契約の有効性及び強制執行可能性、 本契約の締結及び履行についての法令等との抵触の不存在、 反社会的勢力に該当しないこと及び反社会的勢力との関連性の不存在、 倒産手続の不存在について、表明及び保証を行っております。

本合意書

公開買付者は、対象者との間で、2024年10月31日付で以下の概要の本合意書を締結しております。

- () 対象者は、対象者の取締役会に出席した取締役の全員の一致により、本公開買付けに賛同し、対象者の株主に対して本公開買付けへの応募を推奨する旨の意見（以下、本 において「本意見」といいます。）を表明し、その旨を公表し、かつ、公開買付期間満了までの間、本意見を変更せず維持し、これと矛盾する決議を行わないこと。但し、競合取引（以下に定義される。）に関する提案、公表又は実行がなされた場合で、本意見を表明し、又は変更せず維持し、若しくはこれと矛盾する決議を行わないことが、対象者の取締役の善管注意義務に違反すると客観的かつ合理的に認められる場合は、この限りではないこと
 - () 対象者は、自ら積極的に、本公開買付けと競合、矛盾若しくは抵触し、若しくはその実行を困難にする又はそれらのおそれのある取引（以下「競合取引」といいます。）に係る第三者との合意に向けた申込み、申込みの誘引、協議、交渉、勧誘又は情報提供をしてはならないこと。公開買付者以外の者から競合取引に関連する提案、勧誘、申込若しくは協議申入れを受けた場合、又は買付者以外の者と競合取引に関する協議を行った場合、公開買付者に対し、速やかに、当該提案における買付価格その他の条件等を通知するとともに、公開買付者との間で誠実に協議すること
 - () 対象者及び公開買付者は、本公開買付けが成立したことを条件として、対象者の株主を公開買付者のみとするため必要な手続を実施すること
 - () その他、対象者の義務として、以下の事項を遵守すること
 - (a) 通常の業務の範囲内での業務の遂行、一定の重要事項に関する公開買付者からの事前承諾の取得
 - (b) 対象者が実施中のシステム移管作業の中断等
 - (c) 本取引に対して対象者の役職員、主要取引先及び主要な株主から協力を得るための実務上合理的な範囲での努力
 - (d) 公開買付者による資金調達への協力
 - (e) 一定の取引先からの本取引に関する承諾取得に係る実務上合理的な範囲での努力及び一定の取引先に対する本取引に関する通知
 - (f) マネーパートナーズ役員持株会及びマネーパートナーズ従業員持株会が自ら又はその会員をしてそれぞれ保有する対象者の株式を本公開買付けに応募するための実務上合理的な範囲での協力
 - (g) 自らの表明及び保証が虚偽若しくは不正確となる具体的なおそれがある事由を認識した場合、又は、自らの本合意書上の義務違反を認識した場合の公開買付者への通知
 - () その他、公開買付者の義務として、以下の事項を遵守すること
 - (a) 自らの表明及び保証が虚偽若しくは不正確となる具体的なおそれがある事由を認識した場合、又は、自らの本合意書上の義務違反を認識した場合の対象者への通知
 - () 公開買付者及び対象者は、自らの表明及び保証又は義務の違反に起因又は関連する損害等の補償義務を負うこと
- (注11) 公開買付者は、 存続及び権限の有効性、 本合意書の締結及び履行に必要な権限及び権能の存在並びに手続の履践、 本合意書の有効性及び強制執行可能性、 本合意書の締結及び履行についての法令等との抵触の不存在、 反社会的勢力に該当しないこと及び反社会的勢力との関連性の不存在、 倒産手続の不存在について、対象者は、 から の事項に加えて、 有価証券報告書等の法定開示書類の正確性について、それぞれ表明及び保証を行っています。

4 【買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数】

(1) 【買付け等の期間】

【届出当初の期間】

買付け等の期間	2024年11月1日（金曜日）から2024年12月13日（金曜日）まで（30営業日）
公告日	2024年11月1日（金曜日）
公告掲載新聞名	電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。 (電子公告アドレス https://disclosure2.edinet-fsa.go.jp/)

【対象者の請求に基づく延長の可能性の有無】

該当事項はありません。

【期間延長の確認連絡先】

該当事項はありません。

(2)【買付け等の価格】

株券	普通株式1株につき、金475円						
新株予約権証券	-						
新株予約権付社債券	-						
株券等信託受益証券 ()	-						
株券等預託証券 ()	-						
算定の基礎	<p>公開買付者は、本公開買付価格を決定するにあたり、公開買付者、対象者及び応募予定株主から独立した第三者算定機関として、公開買付者のファイナンシャル・アドバイザーであるS M B C日興証券に対象者株式の株式価値の算定を依頼いたしました。なお、S M B C日興証券は公開買付者、対象者及び応募予定株主の関連当事者には該当せず、本公開買付けに関して、重要な利害関係を有しておりません。S M B C日興証券は、本公開買付けに係る決済資金を公開買付者に融資する予定である三井住友銀行と同じ株式会社三井住友フィナンシャルグループ企業の一員ですが、公開買付者は、S M B C日興証券の第三者算定機関としての実績に鑑み、かつ、S M B C日興証券によれば弊害防止措置としてS M B C日興証券における対象者株式の株式価値の算定を実施する部署とその他の部署及び三井住友銀行との間で社内の規程に定める情報遮断措置が講じられていること、公開買付者とS M B C日興証券は一般取引先と同様の取引条件での取引を実施しているためファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関としての独立性が確保されていること、S M B C日興証券は公開買付者、対象者及び応募予定株主の関連当事者には該当せず、公開買付者がS M B C日興証券に対して対象者株式の株式価値の算定を依頼することに関し、特段の問題はないと考えられることを踏まえた上で、S M B C日興証券をファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関に選任しております。</p> <p>S M B C日興証券は、複数の株式価値算定手法の中から対象者株式の株式価値の算定にあたり採用すべき算定手法を検討のうえ、対象者が東京証券取引所スタンダード市場に上場しており、市場株価が存在することから市場株価法、類似上場会社比較による株式価値の類推が可能であることから類似上場会社比較法及び将来の事業活動を評価に反映するためにD C F法の各手法を用いて対象者株式の株式価値の算定を行い、公開買付者はS M B C日興証券から2024年9月9日付で本株式価値算定書を取得いたしました。なお、公開買付者は、本取引に際して実施されている他の本公開買付価格の公正性を担保するための措置並びに利益相反を回避するための措置を踏まえて、対象者の少数株主の利益に十分な配慮がなされていると考えており、本公開買付価格の公正性に関する意見書(フェアネス・オピニオン)を取得しておりません。</p> <p>S M B C日興証券による対象者株式の1株当たり株式価値の算定結果は以下のとおりです。</p> <table border="0"> <tr> <td>市場株価法</td> <td>: 217円 ~ 256円</td> </tr> <tr> <td>類似上場会社比較法</td> <td>: 129円 ~ 157円</td> </tr> <tr> <td>D C F法</td> <td>: 346円 ~ 506円</td> </tr> </table> <p>市場株価法では、算定基準日を2024年9月6日として、東京証券取引所スタンダード市場における対象者株式の算定基準日までの直近1ヶ月間の終値の単純平均値217円、直近3ヶ月間の終値の単純平均値235円及び直近6ヶ月間の終値の単純平均値256円を基に、対象者株式1株当たりの株式価値の範囲を217円から256円までと算定しております。</p> <p>類似上場会社比較法では、対象者と類似する事業を営む上場会社3社の市場株価や収益性を示す財務指標との比較を通じて、対象者株式の株式価値を評価し、対象者株式1株当たりの株式価値の範囲を129円から157円までと算定しております。</p>	市場株価法	: 217円 ~ 256円	類似上場会社比較法	: 129円 ~ 157円	D C F法	: 346円 ~ 506円
市場株価法	: 217円 ~ 256円						
類似上場会社比較法	: 129円 ~ 157円						
D C F法	: 346円 ~ 506円						

	<p>DCF法では、対象者が作成した2025年3月期から2027年3月期までの事業計画を、直近までの業績の動向、公開買付者が2024年7月下旬から9月上旬まで対象者に行ったデュー・デリジェンスの結果、一般に公開された情報等の諸要素を考慮して公開買付者において調整を行った対象者の将来の収益予想に基づき、2025年3月期第2四半期以降に対象者が将来創出すると見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引くことにより対象者の企業価値や株式価値を評価し、対象者株式1株当たりの株式価値の範囲を346円から506円までと算定しております。なお、DCF法において前提とした対象者の将来の財務予測においては、本取引の実行を前提としており、本取引により想定されるシナジー効果を見込んでいます。また、DCF法において前提とした対象者の将来の財務予測においては、大幅な増減益及び大幅なフリー・キャッシュ・フローの増減を見込んでいる事業年度が含まれていません。具体的には、2026年3月期において、本吸収合併を実施することによる損失を計上すること等を要因として純利益において大幅な減益を見込んでおります。また、当該損失は一時的なものであり、かつ本吸収合併によるコストシナジーの実現に伴い、翌2027年3月期には、純利益において大幅な増益を見込んでおります。</p> <p>公開買付者は、SMB C日興証券から取得した本株式価値算定書の算定結果に加え、公開買付者において実施した対象者に対するデュー・デリジェンスの結果、対象者取締役会による本公開買付けへの賛同の可否及び本公開買付けに対する応募の見通し等を総合的に勘案し、対象者との協議・交渉の結果等も踏まえ、最終的に2024年10月31日開催の取締役会において、本公開買付価格を1株当たり475円とすることを決定いたしました。</p> <p>本公開買付価格475円は、本公開買付けの実施についての公表日の前営業日である2024年10月30日の対象者株式の東京証券取引所スタンダード市場における終値205円に対して131.71%、同日までの過去1ヶ月間の終値の単純平均値218円に対して117.89%、同日までの過去3ヶ月間の終値の単純平均値217円に対して118.89%、同日までの過去6ヶ月間の終値の単純平均値236円に対して101.27%のプレミアムをそれぞれ加えた価格となります。また、本公開買付価格475円は、本書提出日の前営業日である2024年10月31日の対象者株式の東京証券取引所スタンダード市場における終値214円に対して121.96%のプレミアムを加えた価格となります。</p>
算定の経緯	<p>(本公開買付価格の決定に至る経緯)</p> <p>上記「3 買付け等の目的」の「(2)本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針」に記載のとおり、2024年5月29日、公開買付者は、対象者のファイナンシャル・アドバイザーであるみずほ証券を通じて、対象者が、検討の結果、戦略的パートナーの選定を企図した入札プロセスを開始することとしたとの通知を受けました。これを受けて公開買付者は、2024年6月28日付で、公開買付け及びスクイズアウト手続により対象者を完全子会社とすること、対象者株式1株当たりの買付価格を412円(2024年6月27日の終値252円に対して63.49%のプレミアム。)とすることを旨とした第一次意向表明書を対象者に提出いたしました。2024年7月12日、公開買付者はみずほ証券を通じて、一次プロセスの通過と二次プロセスへの参加が認められた旨の通知、及び2024年7月中旬から2024年9月上旬までのデュー・デリジェンスの実施に関する案内を受け、2024年7月下旬より9月上旬まで、対象者へのデュー・デリジェンスを実施いたしました。そして、当該デュー・デリジェンスを踏まえ、公開買付者は2024年9月13日付で、対象者株式1株当たりの買付価格を429円(2024年9月12日の終値218円に対して96.79%のプレミアム。)とする法的拘束力のある最終意向表明書を対象者に提出いたしました。更に、2024年9月17日、対象者よりみずほ証券を通じて、価格引き上げの可否について打診を受けたため、公開買付者は提案価格の再検討を行い、2024年9月20日、対象者株式1株当たりの買付価格を475円(2024年9月19日の終値219円に対して116.89%のプレミアム。)とする旨の修正提案書を提出いたしました。その後、同日、公開買付者は、対象者から、最終候補者として選定された旨の連絡を受けました。</p>

	<p>(a) 算定の際に意見を聴取した第三者の名称</p> <p>公開買付者は、本公開買付価格を決定するにあたり、公開買付者、対象者及び応募予定株主から独立した第三者算定機関であるS M B C日興証券から提出された本株式価値算定書を参考にいたしました。なお、S M B C日興証券は公開買付者、対象者及び応募予定株主の関連当事者には該当せず、本公開買付けに関して、重要な利害関係を有しておりません。また、公開買付者は、本公開買付価格の公正性に関する意見（フェアネス・オピニオン）を取得しておりません。</p> <p>(b) 当該意見の概要</p> <p>S M B C日興証券は、市場株価法、類似上場会社比較法及びD C F法の各手法を用いて対象者株式の株式価値の算定を行っており、各手法において算定された対象者株式1株当たりの株式価値の範囲は以下のとおりです。</p> <p>市場株価法 : 217円～256円 類似上場会社比較法 : 129円～157円 D C F法 : 346円～506円</p> <p>(c) 当該意見を踏まえて本公開買付価格を決定するに至った経緯</p> <p>公開買付者は、S M B C日興証券から取得した本株式価値算定書の算定結果に加え、公開買付者において実施した対象者に対するデュー・ディリジェンスの結果、対象者取締役会による本公開買付けへの賛同の可否及び本公開買付けに対する応募の見通し等を総合的に勘案し、対象者との協議・交渉の結果等も踏まえ、最終的に2024年10月31日開催の取締役会において、本公開買付価格を1株当たり475円とすることを決定いたしました。</p>
--	---

(3) 【買付予定の株券等の数】

株券等の種類	買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
普通株式	32,599,599 (株)	21,733,000 (株)	- (株)
合計	32,599,599 (株)	21,733,000 (株)	- (株)

- (注1) 応募株券等の総数が買付予定数の下限(21,733,000株)に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。応募株券等の総数が買付予定数の下限(21,733,000株)以上の場合は、応募株券等の全部の買付け等を行います。
- (注2) 本公開買付けにおいては買付予定数の上限を設定しておりませんので、買付予定数は本公開買付けにより公開買付者が取得する対象者の株券等の最大数(32,599,599株)を記載しております。当該最大数は、対象者半期報告書に記載された2024年9月30日現在の発行済株式総数(33,801,900株)から、対象者が所有する自己株式数(1,202,301株)を控除した株式数です。
- (注3) 単元未満株式についても、本公開買付けの対象としております。なお、会社法に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、対象者は法令の手に従い公開買付期間中に自己の株式を買取ることがあります。
- (注4) 本公開買付けを通じて、対象者が所有する自己株式を取得する予定はありません。

5【買付け等を行った後における株券等所有割合】

区分	議決権の数
買付予定の株券等に係る議決権の数(個)(a)	325,995
aのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(b)	-
bのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(c)	-
公開買付者の所有株券等に係る議決権の数(2024年11月1日現在)(個)(d)	-
dのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(e)	-
eのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(f)	-
特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(2024年11月1日現在)(個)(g)	-
gのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(h)	-
hのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(i)	-
対象者の総株主等の議決権の数(2024年9月30日現在)(個)(j)	325,735
買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合(a/j)(%)	100.00
買付け等を行った後における株券等所有割合 ($(a+d+g) / (j+(b-c)+(e-f)+(h-i)) \times 100$)(%)	100.00

(注1) 「買付予定の株券等に係る議決権の数(個)(a)」は、本公開買付けにおける買付予定数(32,599,599株)に係る議決権の数です。

(注2) 「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(2024年11月1日現在)(個)(g)」は、各特別関係者(但し、特別関係者のうち法第27条の2第1項各号における株券等所有割合の計算において府令第3条第2項第1号に基づき特別関係者から除外される者を除きます。)が所有する株券等に係る議決権の数の合計を記載しております。但し、本公開買付けにおいては、特別関係者の所有する株券等についても買付け等の対象としているため、「買付け等を行った後における株券等所有割合」の計算においては、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(2024年11月1日現在)(個)(g)」を分子に加算しておりません。また、公開買付者は、本書提出後に特別関係者の所有する対象者の株券等を確認の上、本書の訂正が必要な場合には、本書に係る訂正届出書を提出する予定です。

(注3) 「対象者の総株主等の議決権の数(2024年9月30日現在)(個)(j)」は、対象者半期報告書に記載された総株主等の議決権の数です。但し、本公開買付けにおいては単元未満株式についても買付け等の対象としているため、「買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合」及び「買付け等を行った後における株券等所有割合」の計算においては、対象者半期報告書に記載された2024年9月30日現在の対象者の発行済株式総数(33,801,900株)から、同日現在の対象者が所有する自己株式数(1,202,301株)を控除した株式数(32,599,599株)に係る議決権の数(325,995個)を分母として計算しております。

(注4) 「買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合」及び「買付け等を行った後における株券等所有割合」については、小数点以下第三位を四捨五入しております。

6【株券等の取得に関する許可等】

該当事項はありません。

7【応募及び契約の解除の方法】

(1)【応募の方法】

公開買付代理人

S M B C 日興証券株式会社 東京都千代田区丸の内三丁目3番1号

本公開買付けに係る株券等の買付け等の申込みに対する承諾又は売付け等の申込みをされる方（以下「応募株主等」といいます。）は、公開買付代理人の本店又は国内各営業店において、所定の「公開買付応募申込書」に所要事項を記載する等の方法により、公開買付期間の末日の15時30分までに応募してください（但し、各営業店によって営業時間が異なります。事前にご利用になられる営業店の営業時間等をご確認のうえ、お手続きください。）。

オンライントレード（<https://trade.smbcnikko.co.jp/>）（以下「日興イーजीトレード」といいます。）による応募株主等は、日興イーजीトレードログイン後、画面より「日興イーजीトレード 公開買付け取引規程」を確認のうえ所要事項を入力し、公開買付期間の末日の15時30分までに応募してください。なお、日興イーजीトレードによる応募の受付には、応募株主等が公開買付代理人に開設した応募株主等名義の口座（以下「応募株主口座」といいます。）における日興イーजीトレードのご利用申込みが必要です。

応募に際しては、応募株主口座に応募株券等が記録されている必要があります。

本公開買付けにおいては、公開買付代理人以外の金融商品取引業者等を通じた応募の受付は行われません。

公開買付代理人に口座を開設していない場合には、新規に口座を開設していただく必要があります（注1）。口座を開設される場合には、本人確認書類の提出及び個人番号（マイナンバー）又は法人番号の告知（注2）を行っていただく必要があります。

外国の居住者である株主等（法人株主等を含みます。以下「外国人株主等」といいます。）の場合、日本国内の常任代理人（以下「常任代理人」といいます。）を通じて応募してください。また、本人確認書類（注2）をご提出いただく必要があります。なお、日興イーजीトレードにおいては、外国人株主等からの応募の受付を行いません。

日本の居住者である個人株主の場合、買付けられた株券等に係る売却代金と取得費等との差額は、原則として株式等の譲渡所得等に関する申告分離課税（注3）の適用対象となります。

公開買付代理人以外の金融商品取引業者等に開設された口座に記録されている株券等については、当該応募株券等につき公開買付代理人の応募株主口座への振替手続を行う必要があります。公開買付代理人が、当該応募株券等につき、公開買付代理人の応募株主口座への振替手続が完了して公開買付代理人の応募株主口座に記録されていることを確認してからの受付となります。なお、振替手続には一定の日数を要する場合がありますのでご注意ください。

(注1) 口座開設に際し、個人株主は原則としてご印鑑が不要です。未成年、成年後見人制度をご利用の個人株主や、法人株主等が口座を開設される場合はご印鑑が必要です。また、既に開設されている応募株主口座のご登録内容の変更をされる場合等には、ご印鑑が必要となる場合があります。

(注2) 本人確認書類の提出及び個人番号（マイナンバー）又は法人番号の告知について
公開買付代理人に新規に口座を開設して応募される場合、又は外国人株主等が新規に口座を開設し常任代理人を通じて応募される場合には、次の本人確認書類及び番号確認書類等が必要になります。有効期限の定めのあるものはその期限内のものを、定めのないもの（通知カードは除く。）は6ヶ月以内に作成されたものをご用意ください。本人確認書類及び番号確認書類等の詳細につきましては、公開買付代理人にお尋ねください。

<個人>

A. 番号確認書類 (いずれか1点)	個人番号カード(両面)(1)	
	通知カード	
	住民票の写し(個人番号あり)(2)	
B. 本人確認書類 (写真あり1点又は写真なし2点)	写真あり	運転免許証(運転経歴証明書)(3)
		在留カード
		特別永住者証明書
		パスポート(4)
		各種福祉手帳
	写真なし	各種健康保険証(3)
		公務員共済組合の組合員証(3)
		国民年金手帳
		印鑑証明書
		住民票の写し(2)

<法人>

A. 本人確認書類 (いずれか1点)	履歴事項全部証明書
	現在事項全部証明書
B. 番号確認書類 (いずれか1点)	法人番号指定通知書
	法人番号情報(5)
C. 口座開設取引担当者(代表者等)個人の本人確認書類 (いずれか1点)	運転免許証(3)
	個人番号カード(表)
	各種健康保険証(3)
	公務員共済組合の組合員証(3)
	パスポート(6)

- (1) 番号確認書類として個人番号カードをご用意いただく場合、別途本人確認書類のご用意は不要です。
- (2) 発行者の印、発行日が記載されているページまで必要となります。
- (3) 裏面に住所が記載されている場合は、裏面まで必要となります。
- (4) 住所、氏名、生年月日の確認ができる各ページが必要となります。なお、2020年2月4日以降発行のパスポートはご住所欄が無いため、ご利用できません。
- (5) 法人番号情報は、国税庁HPの「法人番号公表サイト」より法人番号が表示される画面を印刷してください。
- (6) 2020年2月4日以降発行のパスポートはご住所欄が無いため、別途、現住所が記載されている「本人確認書類1点」又は「納税証明書等の補完書類1点」の写しをご提出いただく必要があります。

<外国人株主等>

常任代理人に係る上記書類に加えて、常任代理人との間の委任契約に係る委任状又は契約書(当該外国人株主等の氏名又は名称、代表者の氏名及び国外の所在地の記載のあるものに限ります。)の写し、並びに常任代理人が金融機関以外の場合には日本国政府が承認した外国政府又は権限ある国際機関の発行した書類その他これに類するもので、居住者の本人確認書類に準じるもの

- (注3) 株式等の譲渡所得等に関する申告分離課税について(日本の居住者である個人株主の場合)
個人株主の方につきましては、株式等の譲渡所得は原則として申告分離課税の適用対象となります。税務上の具体的なご質問等は税理士等の専門家に各自ご相談いただき、ご自身でご判断いただきますようお願い申し上げます。

(2) 【契約の解除の方法】

応募株主等は、公開買付期間中、いつでも本公開買付けに係る契約を解除することができます。

契約の解除をする場合は、公開買付期間の末日の15時30分までに、下記に指定する者に本公開買付けに係る契約の解除を行う旨の書面(以下「解除書面」といいます。)を交付又は送付する等の方法によりお手続きください(但し、各営業店によって営業時間が異なります。事前にご利用になられる営業店の営業時間等をご確認のうえ、お手続きください。)。但し、送付の場合は、解除書面が公開買付期間の末日の15時30分までに、下記に指定する者に到達することを条件とします(但し、各営業店によって営業時間が異なります。事前にご利用になられる営業店の営業時間等をご確認のうえ、お手続きください。)

なお、日興イーゼットレードにおいて応募された契約の解除は、日興イーゼットレードログイン後、画面に記載される方法に従い、公開買付期間の末日の15時30分までに解除手続を行ってください。

解除書面を受領する権限を有する者

S M B C 日興証券株式会社 東京都千代田区丸の内三丁目3番1号
(その他のS M B C 日興証券株式会社国内各営業店)

(3) 【株券等の返還方法】

応募株主等が上記「(2) 契約の解除の方法」に記載の方法により本公開買付けに係る契約の解除をした場合には、解除手続終了後速やかに、下記「10 決済の方法」の「(4) 株券等の返還方法」に記載の方法により応募株券等を返還します。

(4) 【株券等の保管及び返還を行う金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地】

S M B C 日興証券株式会社 東京都千代田区丸の内三丁目3番1号

8 【買付け等に要する資金】

(1) 【買付け等に要する資金等】

買付代金(円)(a)	15,484,809,525
金銭以外の対価の種類	-
金銭以外の対価の総額	-
買付手数料(円)(b)	115,000,000
その他(円)(c)	4,500,000
合計(円)(a)+(b)+(c)	15,604,309,525

(注1) 「買付代金(円)(a)」欄は、本公開買付けにおける買付予定数(32,599,599株)に、本公開買付価格(475円)を乗じた金額です。

(注2) 「買付手数料(円)(b)」欄は、公開買付代理人に支払う手数料の見積額です。

(注3) 「その他(円)(c)」欄は、本公開買付けに関する公開買付開始公告についてのお知らせ掲載費及び公開買付説明書その他必要書類の印刷費等の諸費用につき、その見積額です。

(注4) 上記金額には、消費税等は含まれておりません。

(注5) その他公開買付代理人に支払われる諸経費及び弁護士報酬等がありますが、その額は本公開買付け終了後まで未定です。

(2) 【買付け等に要する資金に充当しうる預金又は借入金等】

【届出日の前々日又は前日現在の預金】

種類	金額(千円)
普通預金	9,131,671
計(a)	9,131,671

【届出日前の借入金】

イ【金融機関】

	借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額(千円)
1	-	-	-	-
2	-	-	-	-
計				-

ロ【金融機関以外】

	借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額(千円)
	-	-	-	-
	-	-	-	-
計				-

【届出日以後に借入れを予定している資金】

イ【金融機関】

	借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額(千円)
1	-	-	-	-
2	銀行	株式会社三井住友銀行 (東京都千代田区丸の内 一丁目1番2号)	買付け等に要する資金に充当す るための借入れ(注) 弁済期:未定 金利:未定 担保:未定	10,000,000
計(b)				10,000,000

(注) 公開買付者は、上記金額の裏付けとして三井住友銀行から、100億円を上限として融資を行う用意がある旨の融資証明書を2024年10月31日付で取得しております。なお、本銀行融資の貸付実行の前提条件は、本書の添付資料である融資証明書記載のものを除き、ありません。

ロ【金融機関以外】

	借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額(千円)
	-	-	-	-
	-	-	-	-
計(c)				-

【その他資金調達方法】

内容	金額(千円)
-	-
計(d)	-

【買付け等に要する資金に充当しうる預金又は借入金等の合計】

19,131,671千円 ((a) + (b) + (c) + (d))

(3) 【買付け等の対価とする有価証券の発行者と公開買付者との関係等】

該当事項はありません。

9 【買付け等の対価とする有価証券の発行者の状況】

該当事項はありません。

10 【決済の方法】

(1) 【買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地】

S M B C日興証券株式会社 東京都千代田区丸の内三丁目3番1号

(2) 【決済の開始日】

2024年12月19日(木曜日)

(3) 【決済の方法】

公開買付期間終了後遅滞なく、本公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等(外国人株主等の場合にはその常任代理人)の住所又は所在地宛に郵送します。なお、日興イーリートレードからの応募については、電磁的方法により交付します。

買付けは、現金にて行います。買付けられた株券等に係る売却代金は、応募株主等(外国人株主等の場合にはその常任代理人)の指示により、決済の開始日以後遅滞なく、公開買付代理人から応募株主等(外国人株主等の場合にはその常任代理人)の指定した場所へ送金します。

(4) 【株券等の返還方法】

下記「11 その他買付け等の条件及び方法」の「(1) 法第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無及び内容」又は「(2) 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法」に記載の条件に基づき応募株券等の全部を買付けないこととなった場合には、公開買付代理人は、返還することが必要な株券等を、公開買付期間の末日の翌々営業日(本公開買付けの撤回等を行った場合は撤回等を行った日)に、公開買付代理人の応募株主口座上で、応募が行われた時の状態(応募が行われた時の状態とは、本公開買付けへの応募注文の執行が解除された状態を意味します。)に戻します。

11 【その他買付け等の条件及び方法】

(1) 【法第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無及び内容】

応募株券等の総数が買付予定数の下限(21,733,000株)に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。応募株券等の総数が買付予定数の下限(21,733,000株)以上の場合には、応募株券等の全部の買付け等を行います。

(2) 【公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法】

令第14条第1項第1号イ乃至ヌ及びワ乃至ネ、第3号イ乃至チ及びヌ、並びに同条第2項第3号乃至第6号に定める事項のいずれかが生じた場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。本公開買付けにおいて、令第14条第1項第1号ネに定める「イからツまでに掲げる事項に準ずる事項」とは、()対象者の業務執行を決定する機関が、本公開買付けに係る決済の開始日前を基準日とする剰余金の配当(株主に交付される金銭その他の財産の額が、対象者有価証券報告書に記載された純資産の帳簿価額の10%に相当する額(564百万円(注))未満であると見込まれるものを除きます。)を行うことについての決定をした場合、及び()対象者の業務執行を決定する機関が、自己株式の取得(株式を取得するのと引換えに交付する金銭その他の財産の額が、対象者の最近事業年度の末日における貸借対照表上の純資産の帳簿価額の10%に相当する額(564百万円(注))未満であると見込まれるものを除きます。)を行うことについての決定をした場合をいいます。

また、令第14条第1項第3号ヌに定める「イからリまでに掲げる事実」に準ずる事実」とは、()対象者が過去に提出した法定開示書類について、重要な事項につき虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項の記載

が欠けていることが判明した場合及び()対象者の重要な子会社に同号イ乃至トに掲げる事実のいずれかが発生した場合をいいます。

撤回等を行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。

(注) 発行済株式総数及び自己株式数に変動がないとすると、1株当たりの配当額は18円に相当します(具体的には、対象者有価証券報告書に記載された2024年3月31日時点の対象者の単体の貸借対照表上の純資産額5,641百万円の10%に相当する額である564百万円(百万円未満を切り捨てて計算しております。))を、対象者半期報告書に記載された2024年9月30日現在の対象者の発行済株式総数(33,801,900株)から同日現在の対象者が所有する自己株式数(1,202,301株)を控除した株式数(32,599,599株)で除し、1円未満の端数を切り上げて計算しております。)

(3) 【買付け等の価格の引下げの条件の有無、その内容及び引下げの開示の方法】

法第27条の6第1項第1号の規定により、対象者が公開買付期間中に令第13条第1項に定める行為を行った場合は、府令第19条第1項の規定に定める基準に従い、買付け等の価格の引下げを行うことがあります。

買付け等の価格の引下げを行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。

買付け等の価格の引下げがなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、引下げ後の買付け等の価格により買付け等を行います。

(4) 【応募株主等の契約の解除権についての事項】

応募株主等は、公開買付期間中、いつでも本公開買付けに係る契約を解除することができます。解除の方法については、上記「7 応募及び契約の解除の方法」の「(2) 契約の解除の方法」に記載の方法によるものとします。

なお、公開買付者は、応募株主等による契約の解除に伴う損害賠償又は違約金の支払いを応募株主等に請求することはありません。また、応募株券等の返還に要する費用も公開買付者の負担とします。解除を申し出られた場合には、応募株券等は当該解除の申出に係る手続終了後速やかに上記「10 決済の方法」の「(4) 株券等の返還方法」に記載の方法により返還します。

(5) 【買付条件等の変更をした場合の開示の方法】

公開買付者は、公開買付期間中、法第27条の6第1項及び令第13条により禁止される場合を除き、買付条件等の変更を行うことがあります。

買付条件等の変更を行おうとする場合は、その変更等の内容につき電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。

買付条件等の変更がなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、変更後の買付条件等により買付け等を行います。

(6) 【訂正届出書を提出した場合の開示の方法】

訂正届出書を関東財務局長に提出した場合(但し、法第27条の8第11項但書に規定する場合を除きます。))は、直ちに、訂正届出書に記載した内容のうち、公開買付開始公告に記載した内容に係るものを、府令第20条に規定する方法により公表します。また、直ちに公開買付説明書を訂正し、かつ、既に公開買付説明書を交付している応募株主等に対しては、訂正した公開買付説明書を交付して訂正します。但し、訂正の範囲が小範囲に止まる場合には、訂正の理由、訂正した事項及び訂正後の内容を記載した書面を作成し、その書面を応募株主等に交付することにより訂正します。

(7) 【公開買付けの結果の開示の方法】

本公開買付けの結果については、公開買付期間の末日の翌日に、令第9条の4及び府令第30条の2に規定する方法により公表します。

(8) 【その他】

本公開買付けは、直接間接を問わず、米国内において若しくは米国に向けて行われるものではなく、また米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。）を使用して行われるものではなく、更に米国の証券取引所施設を通じて行われるものでもありません。上記方法・手段により、若しくは上記施設を通じて、又は米国内から本公開買付けに応募することはできません。

また、本書又は関連する買付書類は、米国内において若しくは米国に向けて又は米国内から、郵送その他の方法によって送付又は配布されるものではなく、かかる送付又は配布を行うことはできません。上記制限に直接又は間接に違反する本公開買付けへの応募はお受けいたしません。

本公開買付けに応募する方（外国人株主等の場合はその常任代理人）はそれぞれ、以下の表明・保証を行うことを要求されます。

応募者が応募の時点及び公開買付応募申込書送付の時点のいずれにおいても、米国に所在していないこと、応募者が本公開買付けに関するいかなる情報若しくは買付けに関する書類を、米国内において、若しくは米国に向けて、又は米国内からこれを受領したり送付したりしていないこと、買付け若しくは公開買付応募申込書の署名乃至交付に関して、直接間接を問わず、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。）又は米国内の証券取引所施設を使用していないこと、及び他の者の裁量権のない代理人又は受託者・受任者として行動している者ではないこと（当該他の者が買付けに関する全ての指示を米国外から与えている場合を除きます。）。

第2【公開買付者の状況】

1【会社の場合】

(1)【会社の概要】

【会社の沿革】

年月	沿革
2002年4月	東京都江東区に株式会社オリエント・トラディション・エフエックス(現 株式会社外為どっとコム)を資本金50,000,000円で設立
2003年10月	株式会社外為どっとコムに商号を変更
2003年12月	本社を東京都港区に移転
2009年6月	外国為替に特化したシンクタンクである100%子会社、株式会社外為どっとコム総合研究所を設立
2021年4月	上田ハーロー株式会社の全株式を取得し完全子会社化
2021年10月	上田ハーロー株式会社を吸収合併

【会社の目的及び事業の内容】

会社の目的

- (1) 金融デリバティブ取引又はその媒介、取次ぎ若しくは代理
- (2) 店頭商品デリバティブ取引又はその媒介、取次ぎ若しくは代理。
- (3) 外国為替取引
- (4) 金融システムに関連するソフトウェアの開発、販売
- (5) 有価証券の売買
- (6) 不動産の売買、賃貸
- (7) 前各号に付帯関連する一切の事業

事業の内容

インターネットを介した店頭デリバティブ取引事業

【資本金の額及び発行済株式の総数】

2024年11月1日現在

資本金の額(円)	発行済株式の総数(株)
778,500,000	156,700

【大株主】

2024年11月1日現在

氏名又は名称	住所又は所在地	所有株式数 (株)	発行済株式(自己 株式を除く。)の 総数に対する所有 株式数の割合 (%)
株式会社トラディション・ジャパン・FXホールディングス	東京都港区東新橋2丁目8番1号	68,929	43.99
伊藤忠商事株式会社	東京都港区北青山2-5-1	62,979	40.19
ザ・トラディション・サービス・ホールディング・エス・エイ	RUE LANGALLERIE11, 1003 LAUSANNE SWITZERLAND	9,412	6.01
エイドリアン ベル	Beverly Hill Singapore	5,195	3.32
野本 哲嗣	福岡県福岡市	4,172	2.66
FX社員持株会	東京都港区東新橋2丁目8番1号	2,569	1.64
立山 潤	東京都世田谷区	1,043	0.67
馬見塚 博	神奈川県横浜市	516	0.33
小杉 昭徳	東京都港区	339	0.23
酒匂 隆雄	神奈川県横浜市	260	0.17
竹内 淳	東京都杉並区	260	0.17
竹内 史珠子	東京都杉並区	260	0.17
計	-	155,934	99.52

【役員の職歴及び所有株式の数】

2024年11月1日現在

役名	職名	氏名	生年月日	職歴	所有株式数 (株)
代表取締役	社長	竹内 淳	1965年 3月20日	2003年8月 公開買付者入社 2005年6月 公開買付者取締役営業本部長 2006年6月 公開買付者常務取締役営業本部長 2009年4月 公開買付者取締役副社長 2009年6月 ㈱外為どっとコム総合研究所 取締役副社長 2011年11月 同社代表取締役社長(現任) 2012年6月 公開買付者代表取締役社長(現任)	260
取締役	-	エイドリアン ベル	1961年 12月19日	2003年1月 ザ・トラディション・サービス・ホールディング・エス・エイ アジア太平洋地域担当マネージング・ディレクター(現任) 2004年3月 ㈱メイタン・トラディション(現㈱トラディション日本)代表取締役社長(現任) 2005年9月 公開買付者取締役(現任) 2013年6月 ㈱トラディション・デリバティブ・プロダクツ(現㈱上田トラディション・デリバティブ)取締役(現任) 2014年7月 ㈱トラディション・ジャパン・FXホールディングス 代表取締役社長(現任) 2014年8月 ㈱上田トラディション・ホールディングス 代表取締役社長(現任) 2014年11月 ㈱トラディション・セキュリティーズ・ジャパン(現㈱上田トラディション証券)取締役(現任)	5,195
取締役	-	奥原 英幸	1973年 3月23日	1995年4月 伊藤忠商事㈱ 入社 2013年6月 ITOCHU FINANCE(ASIA)LTD.(CIAM)出向 DEPUTY CEO, DIRECTOR 2020年4月 伊藤忠商事㈱金融ビジネス部長代行 ㈱マネーコミュニケーションズ 取締役(現任) ㈱PCH 取締役(現任) 2023年4月 伊藤忠商事㈱金融ビジネス部長(現任) ポケットカード㈱ 取締役(現任) Tokyo Century Leasing China Corporation 監査役(現任) ICH Company Limited 取締役(現任) ITOCHU Finance (Asia) Ltd. 取締役(現任) 公開買付者取締役(現任) 2023年5月 ACOM Consumer Finance Corporation 取締役(現任) 2023年7月 GCT Management (Thailand) Ltd. 取締役(現任)	-

役名	職名	氏名	生年月日	職歴	所有株式数 (株)
取締役	-	川内野 康人	1969年 5月17日	1992年4月 伊藤忠商事(株) 入社 2006年8月 COSMOS AME Director & Senior Vice President 2008年4月 伊藤忠オリコ保険サービス(株) 取締役 2014年10月 ほけんの窓口グループ(株) 取締役 2017年4月 伊藤忠商事(株) 保険ビジネス部長 2020年4月 同社金融・保険部門長代行保険ビジネス部長 2021年3月 同社金融・保険部門長 2023年4月 ほけんの窓口グループ(株) 代表取締役副社長 2024年4月 伊藤忠商事(株) 金融・保険部門長(現任) ほけんの窓口グループ(株) 取締役(現任) 公開買付者取締役(現任)	-
監査役	-	水谷 公亮	1968年 10月8日	1991年4月 伊藤忠商事(株) 入社 2003年4月 SIAM A&C出向 Director 2005年4月 EASY BUY PCL出向 Director 2007年7月 ITOCHU FINANCE(ASIA)LTD. 出向 Managing Director 2011年8月 ITOCHU FINANCE(ASIA)LTD. (CIAM) 出向 Deputy CEO, Director 2016年7月 伊藤忠商事(株) 東アジア総代表付 2021年4月 同社金融・保険部門長補佐 2021年10月 ほけんの窓口グループ(株)取締役 2024年1月 公開買付者監査役(現任)	-
監査役	-	酒井 長武	1965年 1月7日	2007年7月 (株)メイタン・トラディション(現株)トラディション日本)執行役員総務部長(現任) 2008年8月 (株)トラディション・セキュリティーズ・ジャパン(現株)上田トラディション証券)取締役 2011年4月 同社監査役(現任) 2013年6月 (株)トラディション・デリバティブ・プロダクツ(現株)上田トラディション・デリバティブ)代表取締役 2014年6月 公開買付者監査役(現任) 2014年7月 (株)トラディション・ジャパン・FXホールディングス 代表取締役(現任) 2014年12月 (株)上田トラディション・ホールディングス 監査役(現任)	-
計					5,455

(2) 【経理の状況】

公開買付者の第22期事業年度（2023年4月1日から2024年3月31日まで）の財務諸表は「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）に基づいて作成しております。

また、公開買付者の第22期事業年度（2023年4月1日から2024年3月31日まで）の財務諸表は監査法人又は公認会計士の監査を受けておりません。

なお、本項において「当社」とは公開買付者を指します。

【貸借対照表】

2024年3月31日現在
(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	175,167,740	流動負債	153,418,087
現金及び預金	20,797,043	トレーディング商品	9,271,947
預託金	118,170,000	約定見返勘定	947
トレーディング商品	30,012,851	顧客預り保証金	133,012,528
約定見返勘定	98,868	未払金	441,219
前払費用	236,210	未払費用	9,282,526
未収入金	322,080	未払法人税等	993,114
未収収益	5,311,567	賞与引当金	117,940
その他	219,118	役員賞与引当金	126,050
		その他	171,813
固定資産	1,648,052	固定負債	154,977
有形固定資産	147,940	長期借入金	100,000
建物	39,852	長期未払金	44,129
器具及び備品	108,087	資産除去債務	10,847
無形固定資産	282,530		
ソフトウェア	281,149	負債合計	153,573,064
電話加入権	1,381	(純資産の部)	
投資その他の資産	1,217,581	株主資本	23,242,727
敷金保証金	81,247	資本金	778,500
長期前払費用	827,179	資本剰余金	145,676
繰延税金資産	207,191	資本準備金	145,676
関係会社株式	80,000	利益剰余金	22,319,476
その他	21,962	利益準備金	48,948
		その他利益剰余金	22,270,527
		繰越利益剰余金	22,270,527
		自己株式	924
		純資産合計	23,242,727
資産合計	176,815,792	負債・純資産合計	176,815,792

【損益計算書】

(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

(単位：千円)

科目	金額
営業収益	
受入手数料	622
トレーディング損益	9,884,915
金融収益	1,133
営業収益合計	9,886,671
金融費用	2,822
純営業収益	9,883,848
販売費・一般管理費	4,846,624
営業利益	5,037,224
営業外収益	
為替差益	101,265
業務受託料	29,400
その他	37,591
営業外収益合計	168,257
営業外費用	
雑損失	258
営業外費用合計	258
経常利益	5,205,223
特別損失	
固定資産除却損	610
特別損失合計	610
税引前当期純利益	5,204,612
法人税、住民税及び事業税	1,673,173
法人税等調整額	33,367
法人税等合計	1,639,805
当期純利益	3,564,807

【株主資本等変動計算書】

(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

(単位：千円)

	株主資本					
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計
当期首残高	778,500	145,676	145,676	48,948	20,899,394	20,948,343
当期変動額						
剰余金の配当	-	-	-	-	2,193,674	2,193,674
当期純利益又は当期純損失 ()	-	-	-	-	3,564,807	3,564,807
当期変動額合計	-	-	-	-	1,371,133	1,371,133
当期末残高	778,500	145,676	145,676	48,948	22,270,527	22,319,476

	株主資本		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	
当期首残高	924	21,871,594	21,871,594
当期変動額			
剰余金の配当	-	2,193,674	2,193,674
当期純利益又は当期純損失 ()	-	3,564,807	3,564,807
当期変動額合計	-	1,371,133	1,371,133
当期末残高	924	23,242,727	23,242,727

個別注記表

1. 継続企業の前提に関する注記

該当事項はありません。

2. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

たな卸資産の評価基準及び評価方法

貯蔵品

総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切り下げの方法により算定）を採用しております。

デリバティブ等の評価基準及び評価方法

デリバティブ

時価法を採用しております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産

定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 10～15年

器具及び備品 4～10年

無形固定資産

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

少額減価償却資産

取得価額が10万円以上20万円未満の資産については、取得時一括償却を採用しております。

長期前払費用

定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

ポイントサービス引当金

キャンペーン等の実施で発行したポイントの使用による広告宣伝の支出等に備えるため、期末におけるポイント発行残高に対する将来の行使見込み額を計上しております。

賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。

役員賞与引当金

役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。

(4) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

重要な収益及び費用の会計基準

イ. 顧客を相手方とする外国為替保証金取引の会計処理

顧客との間で行われる外国為替保証金取引については、取引に係る決済損益及び評価損益、並びに未決済ポジションに係るスワップポイントの授受をトレーディング損益として計上しております。

なお、評価損益は、顧客を相手方とする外国為替保証金取引の未決済ポジションの建値と時価の差額を取引明細ごとに算定し、これらを顧客ごとに合算し損益を相殺して算出しており、評価益相当額を貸借対照表上のトレーディング商品（資産）に、評価損相当額をトレーディング商品（負債）にそれぞれ計上しております。

また、未決済ポジションに対する累積スワップポイントについても取引明細ごとに算定し、顧客ごとに合算して損益を相殺した上で、評価益相当額を貸借対照表上の未収収益に、評価損相当額を未払費用にそれぞれ計上しております。

ロ. カウンターパーティを相手方とする外国為替保証金取引の会計処理

カバー先との間で取引される外国為替保証金取引については、取引に係る決済損益及び評価損益をトレーディング損益として計上しております。

なお、評価損益は、カウンターパーティを相手方とする外国為替保証金取引に係る未決済ポジションを、カウンターパーティごと、取引明細ごとに算定し、これらを決済日ごとに合計し損益を相殺した上で、損益算定日の翌営業日を決済日とするポジションに係る評価益相当額を貸借対照表上の約定見返勘定

(資産)、評価損相当額を約定見返勘定(負債)、損益算定日の翌々営業日以降を決済日とするポジションに係る評価益相当額を、貸借対照表上のトレーディング商品(資産)、評価損相当額を貸借対照表上のトレーディング商品(負債)にそれぞれ計上しております。

外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。なお、資産に係る控除対象外消費税及び地方消費税は、長期前払費用に計上し5年間で均等償却しております。

3. 会計方針の変更に関する注記

従来、顧客を相手方とする未決済の外国為替保証金取引に係る評価損益相当額及びスワップポイント累計額を計上するにあたり、全ての顧客について評価損益及びスワップポイントを相殺し、これを貸借対照表上の外為取引差金勘定に計上しておりました。

また、カバー先を相手方とする未決済の為替取引に係る評価損益相当額を計上するにあたり、全てのカバー先について評価損益を相殺し、損益算定日の翌営業日を決済日とするポジションに係る評価損益相当額を貸借対照表上の未収入金又は未払金に、損益算定日の翌々営業日以降を決済日とするポジションに係る評価損益相当額を貸借対照表上のデリバティブ債権又はデリバティブ債務に計上しておりました。

当事業年度より店頭有価証券デリバティブ取引の取扱いを開始するに当たり日本証券業協会に加入し有価証券関連業務を取扱う第一種金融取引業者となったため、「有価証券関連業經理の統一に関する規則」(昭和49年11月14日付日本証券業協会自主規制)に準じた会計処理を外国為替保証金取引及び為替取引に適用しております。

これに伴い、顧客を相手方とする未決済の外国為替保証金取引に係る評価損益相当額を計上するにあたり、評価損益を顧客単位で相殺し、評価益相当額を貸借対照表上のトレーディング商品(資産)に、評価損相当額をトレーディング商品(負債)にそれぞれ計上しております。

さらに、顧客を相手方とする未決済の外国為替保証金取引に係るスワップポイント累計額を計上するにあたり、顧客単位でスワップポイントを相殺し、受取スワップポイントを貸借対照表上の未収収益に、付与スワップポイントを未払費用にそれぞれ計上しております。

また、カバー先を相手方とする未決済の為替取引に係る評価損益相当額を計上するにあたり、決済日ごとの評価損益をカバー先単位で相殺し、損益算定日の翌営業日を決済日とするポジションに係る評価益相当額を貸借対照表上の約定見返勘定(資産)、評価損相当額を約定見返勘定(負債)、損益算定日の翌々営業日以降を決済日とするポジションに係る評価益相当額を貸借対照表上のトレーディング商品(資産)、評価損相当額をトレーディング商品(負債)にそれぞれ計上しております。

店頭有価証券デリバティブ取引と外国為替保証金取引及び為替取引はともに店頭デリバティブ取引であり、同一の取引スキームであることから、外国為替保証金取引及び為替取引においても「有価証券関連業經理の統一に関する規則」に準拠した会計処理を行うことが望ましいと判断したことによるものです。

当該会計方針の変更は遡及適用されておりますが、当事業年度の期首における純資産に対する累積的影響額はありません。

4. 表示方法の変更に関する注記

当事業年度より、日本証券業協会に加入し有価証券関連業務を取扱う第一種金融取引業者となり「有価証券関連業經理の統一に関する規則」(昭和49年11月14日付日本証券業協会自主規制)に準拠して計算書類を作成しております。この変更に伴う主な変更点は以下の通りです。

(貸借対照表)

前事業年度において、独立掲記しておりました「流動資産」の「外為取引差金」は、当事業年度より採用の会計処理により、顧客の未実現損益を顧客ごとに集計し当社の評価益の残高を貸借対照表上の「流動資産」である「トレーディング商品(資産)」に、当社の評価損の残高を貸借対照表の「流動負債」である「トレーディング商品(負債)」に当事業年度の期首において組替えを行っております。

また、「外為取引差金」のうち、顧客の未実現スワップポイントを顧客ごとに集計し、当社の評価益の残高を貸借対照表上の「流動資産」の「未収収益」に、当社の評価損の残高を貸借対照表の「流動負債」の「未払費用」に含めて当事業年度の期首において組替えを行っております。

前事業年度において、独立掲記しておりました「流動資産」の「未収入金」の外国為替取引にかかる残高は、当事業年度より採用の会計処理により「約定見返勘定(資産)」に当事業年度の期首において組替えを行っております。

前事業年度において、独立掲記しておりました「流動資産」の「デリバティブ債権」は、当事業年度より採用の会計処理により「トレーディング商品(資産)」に当事業年度の期首において組替えを行っております。

前事業年度において、独立掲記しておりました「流動負債」の「未払金」の外国為替取引にかかる残高は、当事業年度より採用の会計処理により「約定見返勘定（負債）」に当事業年度の期首において組替えを行っております。

(損益計算書)

前事業年度における「外国為替取引損益」は、新たに区分した「トレーディング損益」に含めて表示しております。

前事業年度における「営業収益」の「その他」に含まれていた信託収益及び「営業外収益」の「受取利息」は、新たに区分した「金融収益」に含めて表示しております。

前事業年度における「営業外費用」の「支払利息」は、新たに区分した「金融費用」に含めて表示しております。

「営業収益」より「金融費用」を控除した金額を「純営業収益」として表示しております。

前事業年度における「営業費用」に属する科目である「販売費及び一般管理費」に代えて「販売費・一般管理費」として表示しております。

5. 貸借対照表に関する注記

担保に供している資産

金融機関への保証委託（総保証限度額18,000,000千円）に対して以下の資産を担保に供しております。

現金及び預金（定期預金）	2,700,000千円
顧客区分管理信託	1,240,564千円
有形固定資産の減価償却累計額	226,554千円
関係会社に対する金銭債権債務	
短期金銭債権	12,708千円
短期金銭債務	89,303千円

当座貸越契約及びコミットメントライン契約

運転資金の効率かつ安定的な調達を行うため、取引銀行2行と当座貸越契約及びコミットメントライン契約を締結しております。この契約に基づく当事業年度末における借入未実行残高等は以下のとおりであります。

当座貸越契約及びコミットメントライン契約の総額	3,500,000千円
借入実行残高	- 千円
差引額	3,500,000千円

6. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引（費用）	750,569千円
営業取引以外の取引（収益）	33,660千円

固定資産除却損

内訳は次のとおりであります。

建物	0千円
器具及び備品	0千円
ソフトウェア	610千円

7. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における発行済株式の種類及び株式数

普通株式 156,700株

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

普通株式 9株

配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2023年6月21日 定時株主総会	普通株式	2,193,674	14,000	2023年3月31日	2023年6月22日

基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議予定	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2024年6月19日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	2,585,401	16,500	2024年3月31日	2024年6月20日

当事業年度末における新株予約権の目的となる株式数

該当事項はありません。

8. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

固定資産

未払事業税	47,051千円
賞与引当金	41,893千円
未払退職慰労金	13,512千円
減価償却超過額	61,719千円
繰延資産	3,049千円
その他	39,965千円
繰延税金資産 合計	207,191千円

9. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

金融商品に対する取組方針

当社は、一般投資家を対象とした外国為替保証金取引事業を主たる事業としております。一方で、これらの取引から生ずる為替リスクを回避するために、カバー取引先との間で為替取引を行っております。

資金運用については、顧客からの預り保証金は、法規制に従い顧客区分管理信託の信託財産としており、自己資金については短期的な預金等に限定しております。

資金調達には、短期の借入れ、保証委託、当座貸越契約、コミットメントライン契約により行っております。

金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

預金は、原則として決済性預金としており、信用リスクを最小限に抑えております。顧客預り保証金は、保全すべきものと法定されている以上の金額を顧客区分管理信託の信託財産として設定しております。

デリバティブ取引のうち、外国為替保証金取引については顧客との間で営業取引として行っております。当該取引は、顧客との約定後、カバー取引先との為替取引を実行するまでの間、為替変動によるリスクを有しておりますが、当社の定める取引保証金を収受しない限り約定を行わず、かつ約定後の為替変動によっては顧客より追加預託を受けることとしているため、契約不履行によるリスクは少ないものと認識しております。

カバー取引先との為替取引については、原則として、顧客との外国為替保証金取引と同等のポジションを取るように行う方針としており、為替変動のリスクを回避しております。

また、カバー取引先との為替取引は、信用度の高い金融機関とのみ取引を行っておりますので、契約不履行によるリスクについても極めて少ないものと認識しております。

リスク管理体制は、リスク管理規程に基づき、カバー取引担当部署がポジション管理を行うものとなっております。

また、経理担当部署の長は、上記の各金融商品について算定したリスクについて定期的に検証を行っております。

上記以外のデリバティブ取引の執行・管理については、取引権限を定めた社内規程に従って行っております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

	貸借対照表計上額 (千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1) 現金及び預金	20,797,043	20,797,043	-
(2) 預託金	118,170,000	118,170,000	-
(3) 未収収益	5,311,567	5,311,567	-
資産 計	144,278,610	144,278,610	-
(1) 顧客預り保証金	133,012,528	133,012,528	-
(2) 短期借入金	100,000	100,000	-
(3) 長期借入金	100,000	98,096	1,903
(4) 未払費用	9,282,526	9,282,526	-
負債 計	142,495,055	142,493,151	1,903
デリバティブ取引(*)			
ヘッジ会計が適用されていないもの	20,740,903	20,740,903	-
ヘッジ会計が適用されているもの	-	-	-
デリバティブ取引 計	20,740,903	20,740,903	-

(*) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、()で示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法及びデリバティブ取引に関する事項

資産

(1) 現金及び預金、(2) 預託金、(3) 未収収益

これらは全て短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負債

(1) 顧客預り保証金、(2) 短期借入金、(3) 未払費用

これらは全て短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 長期借入金

これらは元利金の合計金額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

デリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されていないもの

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごとの決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額、時価及び評価損益並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。

イ．通貨関連

(時価の算定方法は、直物為替相場によっております。外貨建の契約額に当事業年度末の直物為替相場を乗じた金額を時価とし、当該金額と外貨建の契約額に契約時の為替相場を乗じた金額との差額を評価損益としております。)

区分	取引の種類	契約額等(千円)	契約額等のうち1年超(千円)	時価(千円)	評価損益(千円)
市場取引以外の取引	外国為替保証金取引				
	売建	211,279,409	-	210,072,841	1,206,567
	買建	172,088,244	-	191,417,042	19,328,798
	カバー取引先との為替取引				
	売建	531,579,238	-	531,651,268	72,030
	買建	549,933,293	-	550,306,553	373,277
合計		-	-	-	20,836,612

□．株式関連

(時価の算定方法は、直物相場によっております。外貨建の契約額に当事業年度末の直物相場を乗じた金額を時価とし、当該金額と外貨建の契約額に契約時の相場を乗じた金額との差額を評価損益としております。)

区分	取引の種類	契約額等(千円)	契約額等のうち1年超(千円)	時価(千円)	評価損益(千円)
市場取引以外の取引	株価指数CFD取引				
	売建	95,864	-	95,357	506
	買建	11,370	-	11,467	96
	株式CFD取引				
	売建	3,284	-	3,221	63
	買建	2,492	-	2,476	16
	カバー取引先との株価指数CFD取引				
	売建	3,724	-	3,719	4
	買建	87,325	-	87,610	285
	カバー取引先との株式CFD取引				
	売建	2,761	-	2,744	16
	買建	3,498	-	3,489	9
合計		-	-	-	947

八．商品関連

(時価の算定方法は、直物相場によっております。外貨建の契約額に当事業年度末の直物相場を乗じた金額を時価とし、当該金額と外貨建の契約額に契約時の相場を乗じた金額との差額を評価損益としております。)

区分	取引の種類	契約額等(千円)	契約額等のうち1年超(千円)	時価(千円)	評価損益(千円)
市場取引以外の取引	商品CFD取引				
	売建	26,493	-	26,879	386
	買建	109,342	-	112,414	3,071
	カバー取引先との商品CFD取引				
	売建	88,150	-	89,578	1,427
	買建	3,962	-	4,043	80
合計		-	-	-	1,338

ヘッジ会計が適用されているもの
該当事項はありません。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	貸借対照表計上額(千円)
非上場株式 (関係会社株式)	80,000

上記については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、(2)金融商品の時価等に関する事項 本表に記載しておりません。

(注3) 金銭債権の決算日後の償還予定額

	1年以内(千円)
現金及び預金	20,797,043
預託金	118,170,000
合計	138,967,043

10. 関連当事者との取引に関する注記

種類	社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
子会社	㈱外為どっとコム総合研究所	所有 直接100%	役員の兼任等	業務受託料の受取	24,060	未収入金	2,205
子会社	(株)ソニックセンス	所有 直接100%	役員の兼任等	広告宣伝費等の支払	574,486	未払金	73,194

取引条件および取引条件の決定方針等

市場価格を勘案して、一般的な取引条件と同様に決定しております。

11. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額 148,334円80銭
1株当たり当期純利益 22,750円55銭

12. 連結配当規制適用会社に関する注記

該当事項はありません。

(3) 【継続開示会社たる公開買付者に関する事項】

【公開買付者が提出した書類】

イ【有価証券報告書及びその添付書類】

ロ【半期報告書】

ハ【訂正報告書】

【上記書類を縦覧に供している場所】

2 【会社以外の団体の場合】

該当事項はありません。

3 【個人の場合】

該当事項はありません。

第3【公開買付者及びその特別関係者による株券等の所有状況及び取引状況】

1【株券等の所有状況】

(1)【公開買付者及び特別関係者による株券等の所有状況の合計】

該当事項はありません。

なお、公開買付者は、本書提出後に特別関係者の所有する対象者の株券等を確認の上、本書の訂正が必要な場合には、本書に係る訂正届出書を提出する予定です。

(2)【公開買付者による株券等の所有状況】

該当事項はありません。

(3)【特別関係者による株券等の所有状況（特別関係者合計）】

該当事項はありません。

なお、公開買付者は、本書提出後に特別関係者の所有する対象者の株券等を確認の上、本書の訂正が必要な場合には、本書に係る訂正届出書を提出する予定です。

(4)【特別関係者による株券等の所有状況（特別関係者ごとの内訳）】

【特別関係者】

該当事項はありません。

2【株券等の取引状況】

(1)【届出日前60日間の取引状況】

該当事項はありません。

3【当該株券等に関して締結されている重要な契約】

該当事項はありません。

4【届出書の提出日以後に株券等の買付け等を行う旨の契約】

該当事項はありません。

第4【公開買付者と対象者との取引等】

1【公開買付者と対象者又はその役員との間の取引の有無及び内容】

該当事項はありません。

2【公開買付者と対象者又はその役員との間の合意の有無及び内容】

本公開買付けに対する賛同及び応募推奨の表明

対象者プレスリリースによれば、対象者は、2024年10月31日開催の取締役会において、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様に対して、本公開買付けに応募することを推奨することを決議したとのことです。

対象者取締役会決議の詳細につきましては、対象者プレスリリース及び上記「第1 公開買付要項」の「3 買付け等の目的」の「(3) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「対象者における利害関係を有しない出席取締役（監査等委員を含みます。）全員の承認」をご参照ください。

本合意書の締結

公開買付者は、対象者との間で、2024年10月31日付で本合意書を締結しております。詳細につきましては、上記「第1 公開買付要項」の「3 買付け等の目的」の「(6) 本公開買付けに係る重要な合意に関する事項」の「本合意書」をご参照ください。

第5【対象者の状況】

1【最近3年間の損益状況等】

(1)【損益の状況】

決算年月	-	-	-
売上高	-	-	-
売上原価	-	-	-
販売費及び一般管理費	-	-	-
営業外収益	-	-	-
営業外費用	-	-	-
当期純利益（当期純損失）	-	-	-

(2)【1株当たりの状況】

決算年月	-	-	-
1株当たり当期純損益	-	-	-
1株当たり配当額	-	-	-
1株当たり純資産額	-	-	-

2【株価の状況】

金融商品取引所名 又は認可金融商品 取引業協会名	東京証券取引所 スタンダード市場						
	月別	2024年4月	2024年5月	2024年6月	2024年7月	2024年8月	2024年9月
最高株価（円）	287	281	258	257	229	238	226
最低株価（円）	272	246	245	223	167	207	204

3【株主の状況】

(1)【所有者別の状況】

年 月 日現在

区分	株式の状況（1単元の株式数 株）								単元未満株式の状況 （株）
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数（人）	-	-	-	-	-	-	-	-	-
所有株式数 （単位）	-	-	-	-	-	-	-	-	-
所有株式数の割合（％）	-	-	-	-	-	-	-	-	-

(2) 【大株主及び役員の所有株式の数】

【大株主】

年 月 日現在

氏名又は名称	住所又は所在地	所有株式数 (株)	発行済株式(自己株式を除く。)の 総数に対する所有 株式数の割合 (%)
-	-	-	-
-	-	-	-
-	-	-	-
-	-	-	-
計	-	-	-

【役員】

年 月 日現在

氏名	役名	職名	所有株式数 (株)	発行済株式(自己株式を除く。)の 総数に対する所有 株式数の割合 (%)
-	-	-	-	-
-	-	-	-	-
-	-	-	-	-
-	-	-	-	-
計	-	-	-	-

4 【継続開示会社たる対象者に関する事項】

(1) 【対象者が提出した書類】

【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第19期(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日) 2023年6月19日 関東財務局長に提出

事業年度 第20期(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日) 2024年6月24日 関東財務局長に提出

【半期報告書】

事業年度 第21期中(自 2024年4月1日 至 2024年9月30日) 2024年10月31日 関東財務局長に提出

【臨時報告書】

法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号(代表取締役の異動)の規定に基づき、臨時報告書を2024年10月31日に関東財務局長に提出

【訂正報告書】

該当事項はありません。

(2) 【上記書類を縦覧に供している場所】

株式会社マネーパートナーズグループ

(東京都港区六本木三丁目2番1号)

株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

5 【伝達を受けた公開買付け等の実施に関する事実の内容等】

該当事項はありません。

6 【その他】

(1) 「剰余金の配当（無配）に関するお知らせ」の公表

対象者は、2024年10月31日開催の取締役会において、本公開買付けが成立することを条件に、2025年3月期中間配当を行わないことを決議したとのことです。詳細につきましては、同日付で公表した「剰余金の配当（無配）に関するお知らせ」をご参照ください。

(2) 「2025年3月期 期末配当予想（無配）に関するお知らせ」の公表

対象者は、2024年10月31日開催の取締役会において、本公開買付けが成立することを条件に、対象者がこれまで未定としていた2025年3月期の期末配当予想につき、無配とすることを決議したとのことです。詳細につきましては、同日付で公表した「2025年3月期 期末配当予想（無配）に関するお知らせ」をご参照ください。

(3) 「代表取締役の異動（辞任）及び社長交代に関するお知らせ」の公表

対象者は、2024年10月31日付で代表取締役の異動及び社長の交代について決議したとのことです。詳細につきましては、同日付で公表した「代表取締役の異動（辞任）及び社長交代に関するお知らせ」をご参照ください。